

# 第2期豊川市公共施設等総合管理計画 (案)



令和〇年〇月

豊川市



# 第2期豊川市公共施設等総合管理計画

## ～賢く使う未来に向けた維持管理計画～

### 目 次

---

#### 第1章 基本的事項

- 1 第2期豊川市公共施設等総合管理計画策定の趣旨…………… 7
  - (1) これまでの取組と計画策定の趣旨…………… 7
  - (2) 計画の位置付け…………… 7
  - (3) 第2期豊川市公共施設等総合管理計画で対象とする施設… 9

#### 第2章 保有施設等の現状把握

- 1 公共施設等の現状把握…………… 11
  - (1) 公共建築物（保全計画対象施設）の現状把握…………… 11
    - ① 施設類型別延床面積…………… 11
    - ② 延床面積の変遷…………… 12
    - ③ 施設類型別延床面積の割合…………… 12
    - ④ 施設類型別延床面積の年度別整備状況…………… 13
    - ⑤ 施設類型別の棟数の年度別整備状況…………… 13
  - (2) 公共建築物（保全計画対象外施設）の現状把握…………… 14
  - (3) プラント系施設の現状把握…………… 14
  - (4) インフラ系施設の現状把握…………… 15
    - ① 橋梁…………… 15
    - ② 道路…………… 15
    - ③ 上水道…………… 16
    - ④ 下水道（污水）…………… 16
- 2 人口の見通し検討…………… 17
  - (1) 人口の推移…………… 17
  - (2) 市全体の総人口と年代別人口の将来の見通し…………… 18
    - ① 市全体の人口推計…………… 18
    - ② 地区別の人口推計…………… 19
    - ③ 地区別の人口推計結果…………… 20
    - ④ 地区別の人口増減率…………… 21
- 3 財政収支の見込み検討…………… 22
  - (1) 市全体の歳入の見込み（令和8年度～令和13年度）…………… 22
  - (2) 市全体の歳出の見込み（令和8年度～令和13年度）…………… 23
- 4 投資的経費決算額の実績…………… 24
- 5 有形固定資産減価償却率の推移…………… 25

### 第3章 施設全体の管理方針

1	計画期間	26
2	現状や課題、基本認識	28
(1)	将来の施設更新費用等の試算	28
①	施設の長寿命化によるコストの縮減について	28
②	維持・更新にかかる費用の試算の考え方について（公共建築物（保全計画対象施設））	30
③	維持・更新にかかる費用の試算の考え方について（公共建築物（保全計画対象外施設）・インフラ系施設・プラント系施設）	30
(2)	将来の施設更新費用等の試算の前提条件	31
(3)	将来の施設更新費用等の試算結果	35
①	全施設の更新費用等の試算	35
②	一般会計の対象となる施設の更新費用等の試算	36
③	公共建築物（保全計画対象施設）の更新費用等の試算	37
④	一般会計のうち公共建築物（保全計画対象施設）以外の更新費用等の試算	39
⑤	一般会計の対象となる施設にかかる投資的経費の考え方	40
(4)	課題に対する基本認識	41
3	管理に関する基本的な考え方と市全体の基本方針	42
(1)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	42
(2)	市全体の基本方針	44

### 第4章 施設類型ごとの基本方針

1	公共建築物（保全計画対象施設）	48
(1)	庁舎	48
(2)	文化施設	48
(3)	保健施設	49
(4)	高齢者福祉施設	49
(5)	障害者福祉施設	49
(6)	その他福祉施設	50
(7)	児童福祉施設	50
(8)	保育園	50
(9)	観光施設	51
(10)	地区市民館等	51
(11)	公営住宅施設	51
(12)	消防施設・防災施設	52
(13)	学校施設	52
(14)	生涯学習施設	53
(15)	体育施設（有人施設）	53
2	公共建築物（保全計画対象外施設）	54
(1)	体育施設（無人施設）	54
(2)	医療施設	54
(3)	その他の公共建築物（建物床・その他施設）	55

(4) 駐車場	56
(5) 消防・防災施設（消防団詰所、水防倉庫等）	56
3 プラント系施設	57
(1) 衛生処理施設	57
(2) 学校教育施設（給食センター）	58
4 インフラ系施設	59
(1) 道路施設	59
① 舗装	59
② 橋梁	60
③ その他道路施設	60
(2) 河川管理施設	61
(3) 漁港・港湾施設	61
(4) 公園・緑地	62
(5) 農業用施設	63
(6) 水道施設	64
(7) 下水道施設	65

## 第5章 今後の計画の推進に向けて

1 全庁的な取組体制	66
(1) 関係各課との連携	66
(2) 情報共有方策	66
(3) 地方公会計（固定資産台帳）の活用	67
(4) 広域連携	67
(5) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針	67
2 計画の管理	68
(1) 進捗状況の進行管理	68
(2) 計画のフォローアップ	69
(3) 市民との問題意識の共有と協働について	69

語句説明	70
------	----

庁内検討会議の経緯	73
-----------	----

本文中で「\*」が付いた語句については、巻末に語句説明を掲載しています。

本計画における公共建築物のデータは、特記事項のあるものを除き、令和7年4月1日現在のものです。



# 第1章 基本的事項

## 1 第 2 期豊川市公共施設等総合管理計画策定の趣旨

### (1) これまでの取組と計画策定の趣旨

豊川市（以下「本市」という）は、平成 18 年から平成 22 年にかけて旧一宮町、旧音羽町、旧御津町、旧小坂井町と合併し、それぞれの地域の特性を活かしながら、人と人とが交流し、絆を深め、連帯感を高めるまちづくりを進めてきました。

公共施設においては、昭和 50 年代頃の人口増加と高度経済成長に伴う生活環境の変化を背景として、急激に整備され、合併により機能の重複する施設を保有することとなりました。これらの公共施設等は、合併にあたって一定の整理を行ったものの、現在でも本市と同等規模の自治体と比較して多くの施設を有しており、多額の管理運営費を要することや、また、過去に整備された公共施設等が大量に更新\*時期を迎えることへの対応は、本市だけでなく、全国的な課題となっています。

このため、施設等の維持管理・更新\*にかかる財政負担を適切に軽減・平準化\*し、長期的な視点をもって、公共施設等の更新\*・統廃合・長寿命化\*を総合的かつ計画的に行う必要性から、平成 28 年 8 月「豊川市公共施設等総合管理計画\*」を策定し、この 10 年間で小坂井、一宮エリアの施設再編プロジェクトの整備事業や地区市民館の統合事業、清掃工場設備改良工事、御所橋橋梁補修工事、市道城跡市役所線道路改良工事等を進めてきました。なお、豊川市公共施設等総合管理計画\*は、これまでの取組経過や社会情勢のほか、総務省が示す総合管理計画の見直しに当たっての留意事項などを反映させ、令和 4 年度には改訂を行いました。計画策定から 10 年が経過し、昨今の物価上昇等の影響も踏まえた公共施設マネジメントに関連する状況等の変化や、施設類型ごとに策定された個別施設計画との連携強化を図るため、「第 2 期豊川市公共施設等総合管理計画\*」（以下「本計画」という）を策定します。

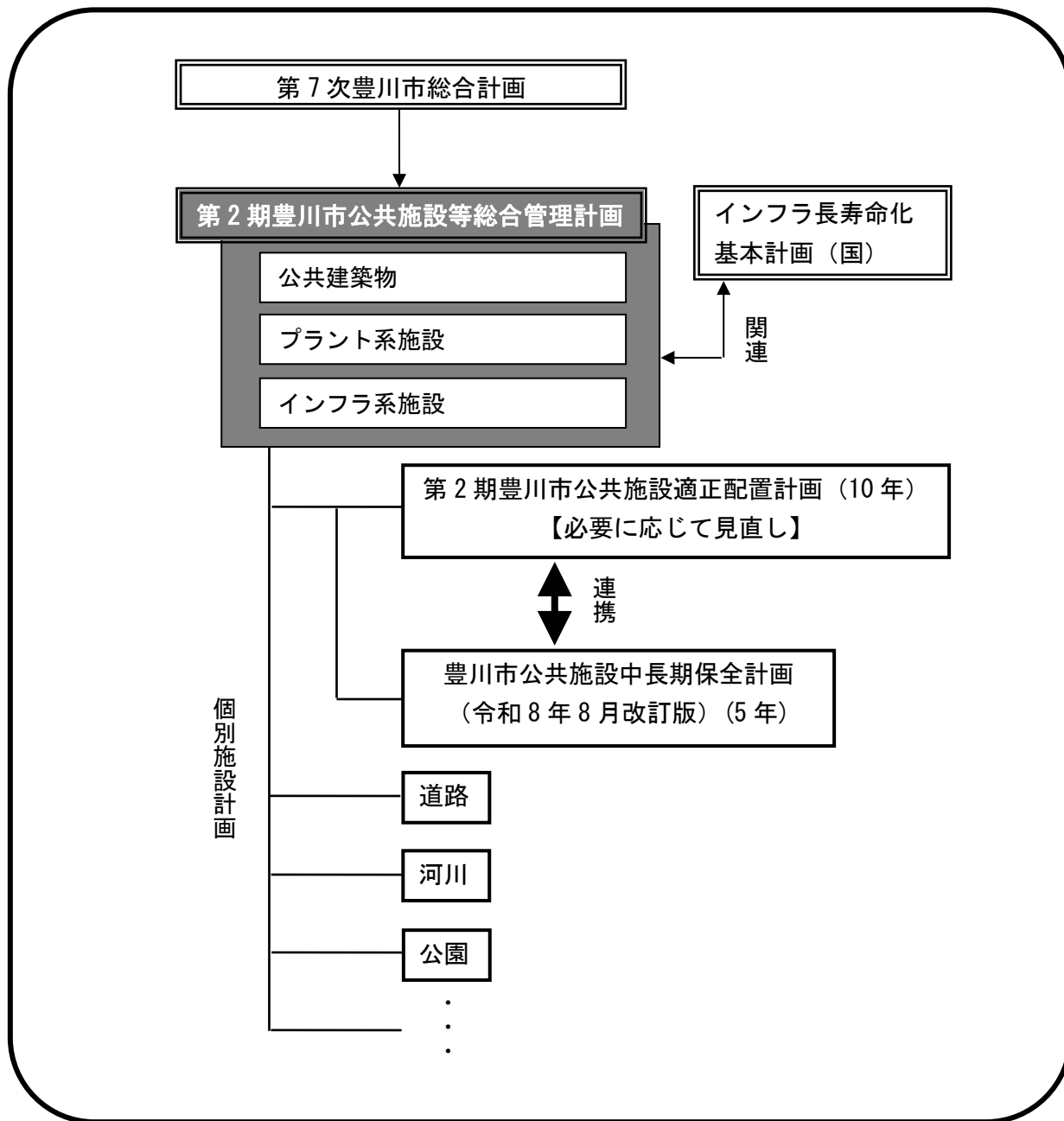
### (2) 計画の位置付け

本計画は、国の「インフラ\*長寿命化\*基本計画（インフラ\*老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議、平成 25 年 11 月 29 日決定）」における市町村版の「インフラ\*長寿命化\*計画（行動計画）」に当たるもので、「公共施設等総合管理計画\*の策定にあたっての指針（総務省、平成 26 年 4 月 22 日策定、令和 5 年 10 月改訂）」に基づいて策定しています。

また、本計画は、「第 7 次豊川市総合計画\*」における公共施設等の適正配置と長寿命化\*の推進を具体的に取り組むための基本的な方針であり、本市でこれまで取り組んできた公共施設マネジメントに係る各計画及び施設類型ごとに策定された個別施設計画の上位計画として位置付けます。平成 27 年 9 月、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs\*）」が採択されました。令和 12 年を年限とする国際目標として、17 のゴール・169 のターゲット、232 の指標から構成されており、本計画は、「ゴール 11 住み続けられるまちづくりを」に関わると考えられます。

本文中で「\*」が付いた語句については、巻末に語句説明を掲載しています。

図表 第2期豊川市公共施設等総合管理計画の位置付け



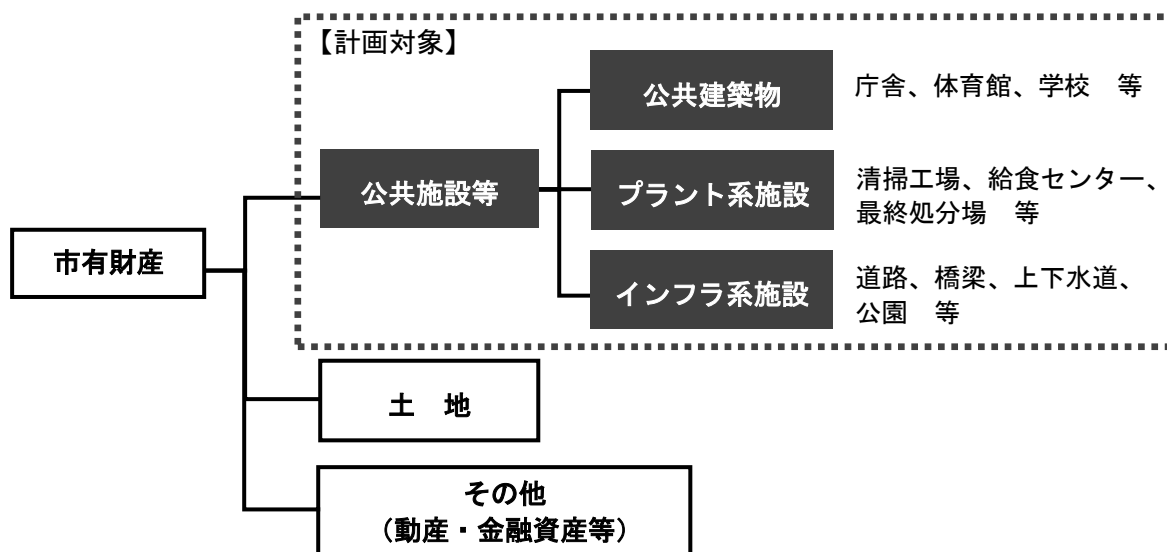
### (3) 第 2 期豊川市公共施設等総合管理計画で対象とする施設

本市が保有する財産のうち、本計画の対象施設は、公共建築物、インフラ\*系施設、プラント系施設を総称した公共施設等とします。

公共施設等を施設類型別に分類し、以下のように区分しました。

将来の施設更新\*費用等について、公共建築物（保全計画\*対象施設）は、豊川市公共施設中長期保全計画\*（令和 8 年 8 月改訂版）にて検討しました。公共建築物（保全計画\*対象外施設）、プラント系施設及びインフラ\*系施設は、本計画にて検討しました。

図表 第 2 期豊川市公共施設等総合管理計画の対象施設



図表 施設類型別の対象施設（公共建築物-保全計画対象施設）

大分類	施設類型		施設面積	施設名称等	
	中分類	小分類			
公共建築物 (保全計画対象施設)	庁舎	庁舎	23,367.4 m <sup>2</sup>	本庁舎等	
	文化施設	文化施設	22,400.8 m <sup>2</sup>	文化会館等	
	保健・福祉施設	保健施設	保健施設	3,732.9 m <sup>2</sup>	保健センター等
			高齢者福祉施設	13,952.3 m <sup>2</sup>	ふれあいセンター等
			障害者福祉施設	497.1 m <sup>2</sup>	障害者生活介護施設等
			その他福祉施設	3,512.0 m <sup>2</sup>	地域福祉センター等
	児童福祉施設	児童福祉施設	5,905.1 m <sup>2</sup>	児童館、交通児童遊園等	
	保育園	保育園	20,947.4 m <sup>2</sup>	保育園	
	観光施設	観光施設	3,760.7 m <sup>2</sup>	ふれあい交流館等	
	地区市民館等	地区市民館等	12,710.4 m <sup>2</sup>	地区市民館等	
	公営住宅施設	公営住宅施設	77,542.0 m <sup>2</sup>	公営住宅	
	消防・防災施設	消防施設	消防施設	4,947.4 m <sup>2</sup>	消防署本署、分署、出張所
			防災施設	1,205.6 m <sup>2</sup>	防災センター
	学校教育施設	学校施設	222,558.7 m <sup>2</sup>	小学校、中学校	
	生涯学習施設	生涯学習施設	17,110.0 m <sup>2</sup>	中央図書館等	
	体育施設	体育施設(有人施設)	20,260.1 m <sup>2</sup>	総合体育館等	

令和 7 年 4 月 1 日時点

図表 施設類型別の対象施設

(公共建築物-保全計画対象外施設・プラント系施設・インフラ系施設)

大分類	施設類型		施設数・規模・数量 (面積、延長等)	施設名称等
	中分類	小分類		
公共建築物 (保全計画対象外施設)	体育施設	体育施設 (無人施設)	337,867.9 m <sup>2</sup>	豊川公園野球場等
	市民病院	医療施設	66,640.1 m <sup>2</sup>	市民病院 (駐車場含む)
	その他	建物床	36,639.6 m <sup>2</sup>	プリオビル、プリオIIビル
		その他施設	15,014.7 m <sup>2</sup>	倉庫等
	駐車場	立体駐車場	38,477.4 m <sup>2</sup>	豊川駅東駐車場等
		平面駐車場	14,991.0 m <sup>2</sup>	追分駐車場等
	消防・防災施設	消防・防災施設	2,150.1 m <sup>2</sup>	消防団詰所
			277.6 m <sup>2</sup>	水防倉庫
			1,891.9 m <sup>2</sup>	防災倉庫
			121 基	防災無線施設
プラント系施設	衛生処理施設	建築物が主体	26,098.4 m <sup>2</sup>	清掃工場、処理場等
		上記以外	1,901.3 m <sup>2</sup>	一宮最終処分場、三月田最終処分場等
	学校教育施設	給食センター	6,726.2 m <sup>2</sup>	学校給食センター、南部学校給食センター
インフラ系施設	道路施設	市道	1,763 km	市道(幹線道路 1,773,418 m <sup>2</sup> 、生活道路 7,317,845 m <sup>2</sup> )
			4,244 基	道路照明灯
			302 基	案内標識 (車道用 126 基、歩道用 37 基、歩車道兼用 139 基)
			3,475 本	街路樹 (桜並木等含む)
		市道関連施設	703 橋	橋梁
		10 橋	横断歩道橋 (7 橋)・駅自由通路 (3 橋)	
	河川管理施設	河川管理施設	74 km	林道 (142,651 m <sup>2</sup> )
			32 km	準用河川
			51 km	普通河川
			1 箇所	樋門・樋管
	漁港施設	漁港施設	27 箇所	調整池 (71,181 m <sup>2</sup> )
	漁港施設	漁港施設	1 漁港	海岸施設 (コンクリート構造物 1 式、航路 1 式、荷捌き所 1 式)
	港湾施設	港湾施設	1 港湾	護岸施設 (3,172m)
	公園・緑地	都市公園	119 箇所	都市公園 (建築物 148 基、遊具等 451 基)
			94 箇所	児童遊園・ちびっこ広場 (建築物 37 基、遊具 368 基)
			50 箇所	緑地、広場等 (建築物 7 基、遊具 19 基)
	農業用施設	用排水路・ため池等	37 箇所	ため池 (191,800 m <sup>2</sup> )
			1 箇所	ため池 (西部土地区画整理事業地内) (8,000 m <sup>2</sup> )
	水道施設	ポンプ場	5 箇所	排水機場
			63 箇所	水源、浄水施設、配水池、ポンプ所
	下水道施設	建築物	1,313 km	管路施設
			4 箇所	処理施設、ポンプ場
		建築物以外	1,207 km	管路施設 (汚水・雨水)
77 箇所			樋門・樋管	
1 箇所			調整池 (4,007 m <sup>2</sup> )	

※体育施設 (有人施設) は利用者が主に屋内で活動する施設

令和7年4月1日時点

※体育施設 (無人施設) は利用者が主に屋外で活動する施設

## 第2章 保有施設等の現状把握

### 1 公共施設等の現状把握

#### (1) 公共建築物（保全計画対象施設）の現状把握

##### ① 施設類型別延床面積

豊川市公共施設等総合管理計画\*（平成28年8月策定）の公共建築物（保全計画対象施設）は、205施設427棟でしたが、2025年4月1日時点での本市の公共建築物は以下の187施設386棟となっています。施設類型別の延床面積は、下表に示す通りです。

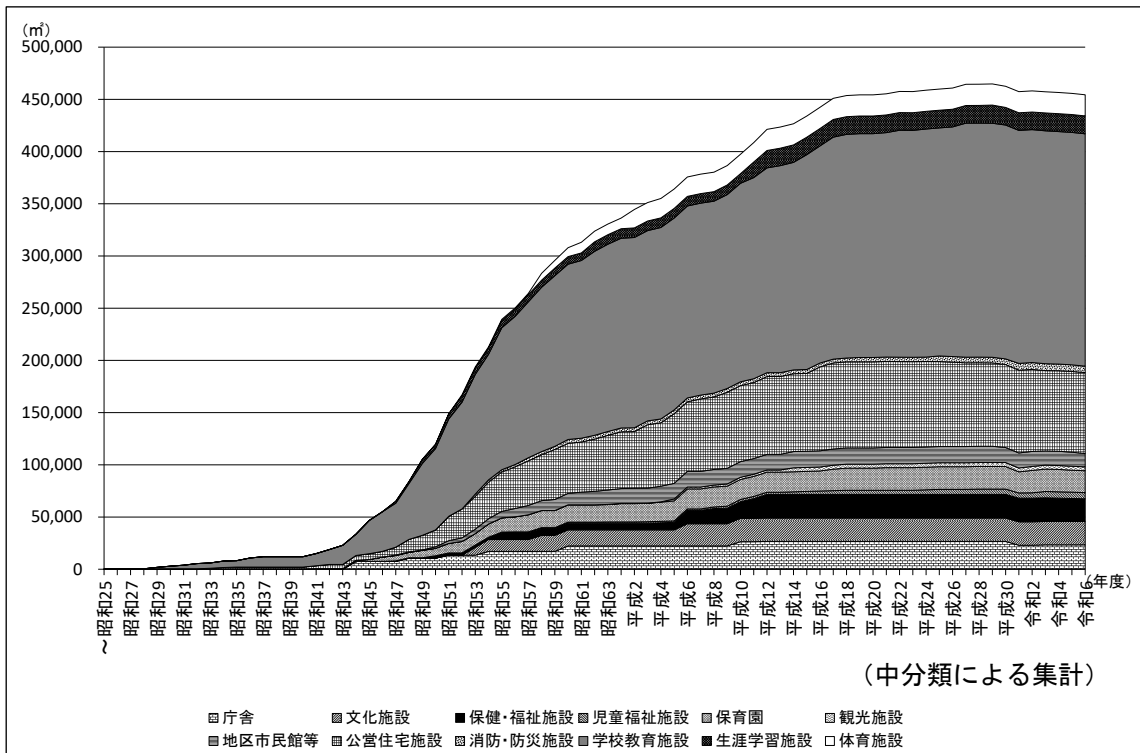
図表 公共建築物（保全計画対象施設）の施設類型別内訳 令和7年4月1日時点

中分類	小分類	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	構成比率
庁舎	庁舎	5	7	23,367.4	5.1%
文化施設	文化施設	6	6	22,400.8	4.9%
保健・福祉施設	保健施設	3	4	3,732.9	0.8%
	高齢者福祉施設	9	10	13,952.3	3.1%
	障害者福祉施設	2	2	497.1	0.1%
	その他福祉施設	3	5	3,512.0	0.8%
児童福祉施設	児童福祉施設	21	21	5,905.1	1.3%
保育園	保育園	23	42	20,947.4	4.6%
観光施設	観光施設	4	5	3,760.7	0.8%
地区市民館等	地区市民館等	27	28	12,710.4	2.8%
公営住宅施設	公営住宅施設	23	39	77,542.0	17.1%
消防・防災施設	消防施設	5	5	4,947.4	1.1%
	防災施設	1	1	1,205.6	0.3%
学校教育施設	学校施設	36	188	222,558.7	49.0%
生涯学習施設	生涯学習施設	12	13	17,110.0	3.8%
体育施設	体育施設（有人施設）	7	10	20,260.1	4.5%
合計		187	386	454,409.9	100.1%

注) 構成比率の合計は、四捨五入の関係で100%になりません。

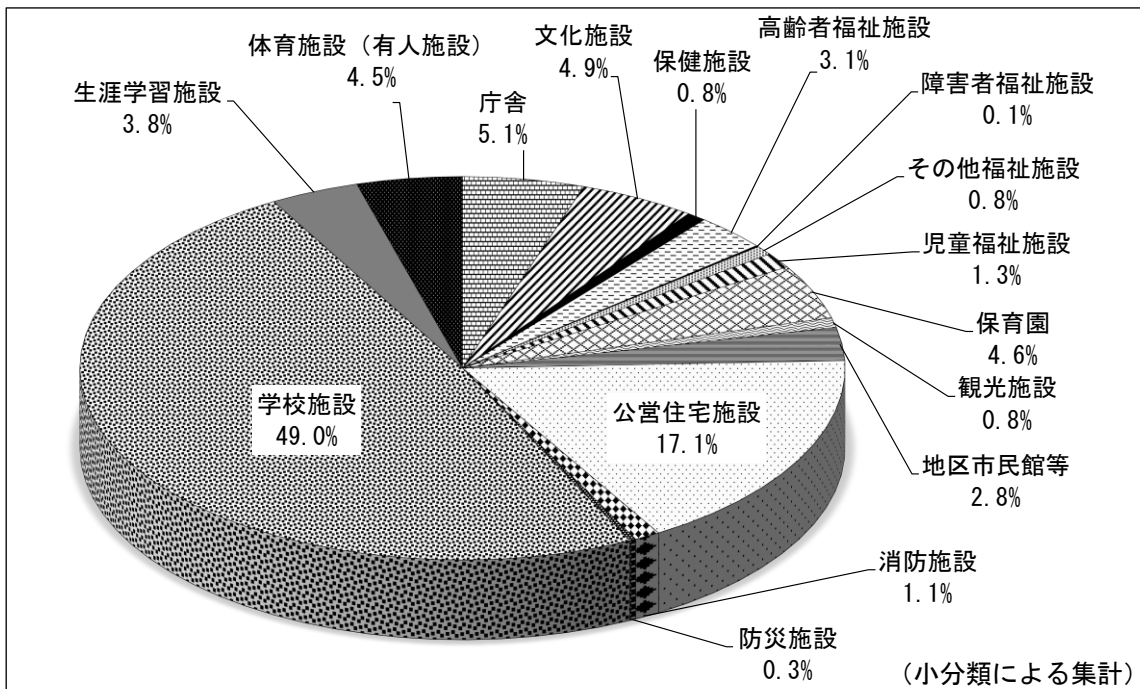
### ② 延床面積の変遷

本市の公共建築物の延床面積の変遷は、昭和41年度頃から右肩上がりで増加してきましたが、平成17年度頃からはほぼ横ばいで推移しています。



### ③ 施設類型別延床面積の割合

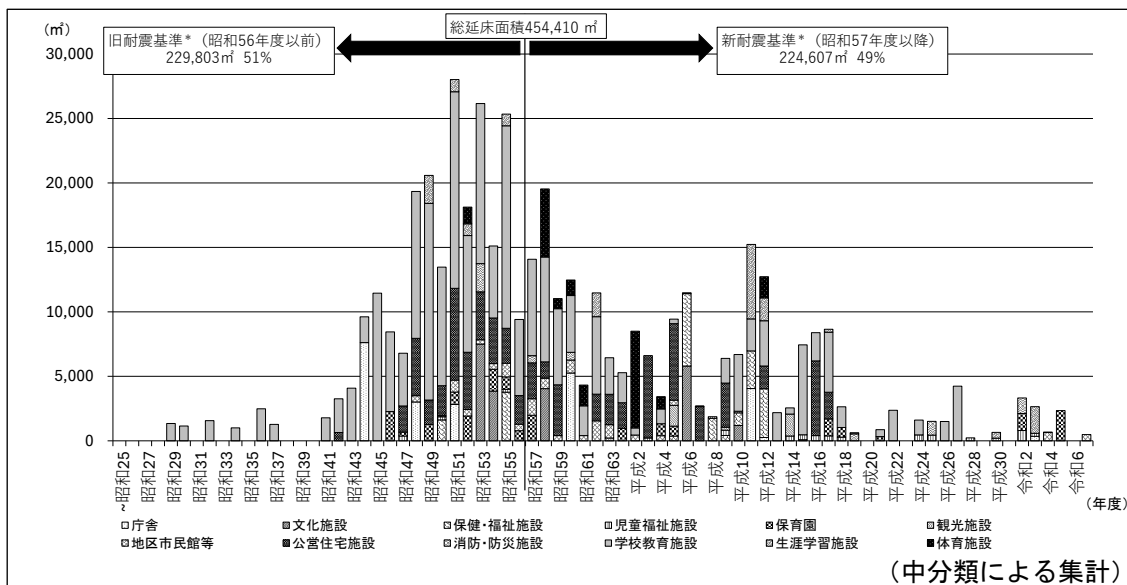
本市の施設類型別の延床面積の割合は、前計画から棟数は減少したものの、引続き学校施設が最も多く、約49.0% (222,558.7 m<sup>2</sup>)です。次いで公営住宅施設の約17.1% (77,542.0 m<sup>2</sup>)となっています。



#### ④ 施設類型別延床面積の年度別整備状況

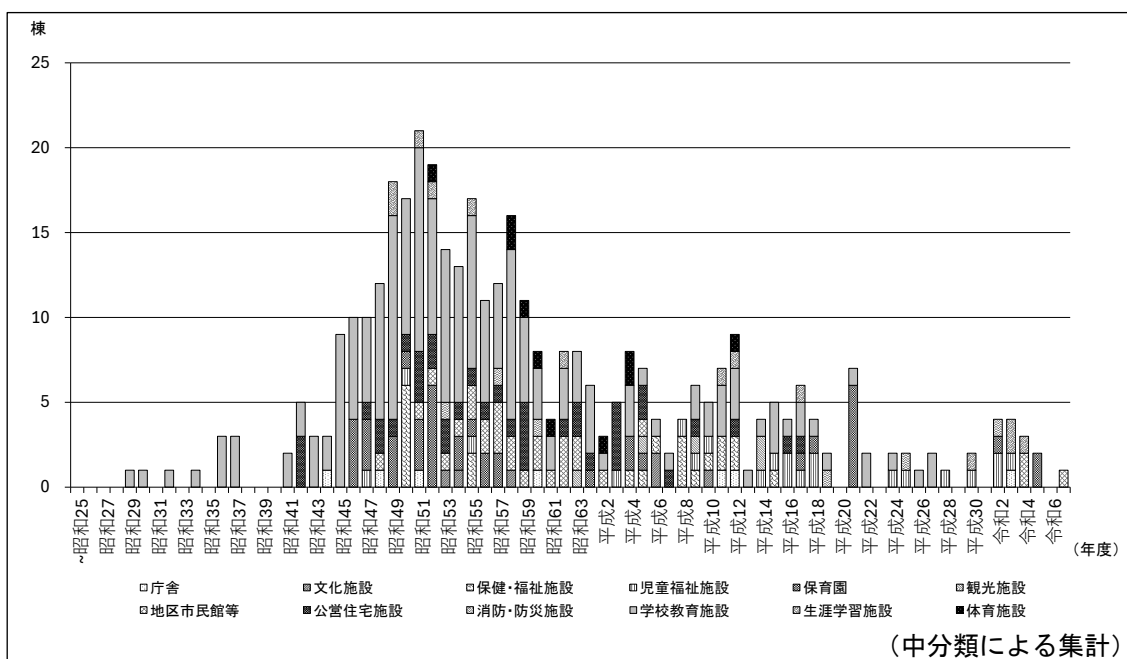
本市の施設類型別の公共建築物の延床面積は、昭和40年代中頃から昭和60年代前半まで、学校教育施設の面積が多く占めています。その間昭和44年度の市役所（本庁舎）整備をはじめ、昭和53年度に文化会館が整備されました。その後、平成2年度に総合体育館、平成11年度に中央図書館、令和2年度に防災センター、令和3年度にこごかい葵風館が整備されています。

耐震基準別の延床面積は、昭和56年度の建築基準法の改正により、旧耐震基準\*（昭和56年度以前）による建築物が229,803㎡（約51%）、新耐震基準\*（昭和57年度以降）による建築物が224,607㎡（約49%）となっています。



#### ⑤ 施設類型別の棟数の年度別整備状況

本市の施設類型別の公共建築物の棟数は、昭和40年度頃から昭和63年度頃まで、学校施設が多く建設されています。次いで、保育園、公営住宅施設となっています。



## (2) 公共建築物（保全計画対象外施設）の現状把握

本市が保有する公共建築物のうち、豊川市公共施設中長期保全計画（令和8年8月改訂版）の対象外となる施設は、体育施設（無人施設）、市民病院、駐車場、その他（倉庫等）になります。

体育施設（無人施設）は、グラウンド等がメインの施設であり、建築物としては便所や倉庫などがあります。

市民病院は、大規模な建築物になりますが、市の一般会計\*とは区分された企業会計\*となります。

## (3) プラント系施設の現状把握

本市が保有するプラント\*系施設は、衛生処理施設として清掃工場、処理場、最終処分場等があります。また、学校教育施設である給食センターもプラント\*系施設に分類しています。

清掃工場は、家庭及び事業所等から排出される一般廃棄物の可燃ごみを焼却処分する施設です。

処理場は、し尿や浄化槽汚泥を前脱水後、水質規制基準を満たすように希釈し、公共下水道へ放流する施設です。

最終処分場は、家庭から出される不燃ごみを選別資源物・選別可燃物・埋立物（不燃ごみの残さ等）の3種類に選別処理（細分化）し、埋立物または可燃物の焼却残さ（灰）を埋め立てている場所です。

給食センターは、学校給食センターと南部学校給食センターがあり、市内の小中学校の給食を調理・配送するための施設です。

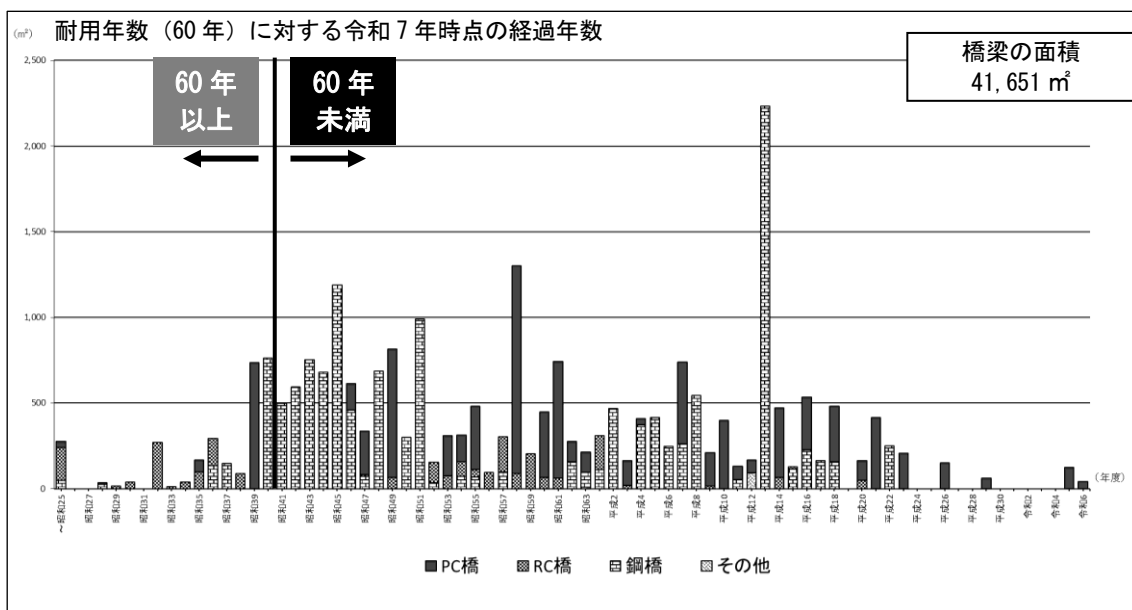
## (4) インフラ系施設の現状把握

本市が保有するインフラ\*系施設のうち、主要な分野である橋梁、道路、上水道、下水道の現状を整理します。

### ① 橋梁

本市が保有する橋梁の多くは、昭和40年代に整備されています。グラフに示す耐用年数\*は、総務省の試算ソフトで示されている年数です。

図表 橋梁の年度別構造別整備面積



令和7年4月1日時点

### ② 道路

本市が保有する道路の整備延長を以下に示します。幹線道路は、1級市道および2級市道とし、生活道路は、その他市道および自転車歩行者道とします。

図表 道路の整備延長

幹線道路の整備延長	
実延長	196,138 m

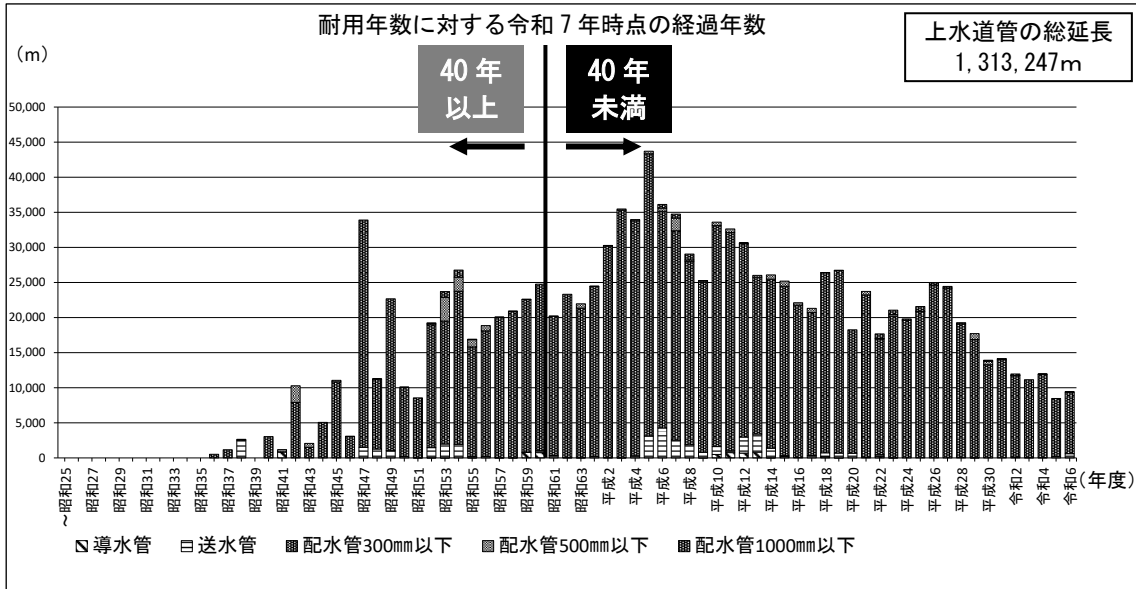
  

生活道路の整備延長	
実延長	1,567,082 m

③ 上水道

本市が保有する上水道の年度別管径別の整備延長を以下のグラフに示します。大半が管径 300 mm以下の配水管であり、今後、耐用年数\*40 年を超える管が増加していきます。グラフに示す耐用年数\*は、総務省の試算ソフトで示されている年数です。

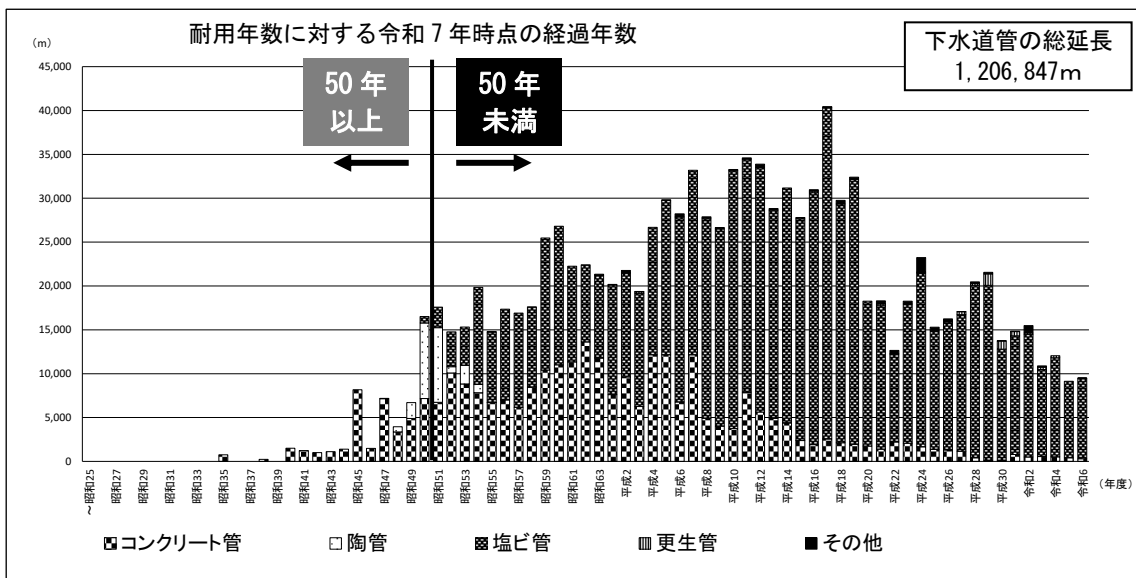
図表 上水道の年度別管径別整備延長



④ 下水道（污水）

本市が保有する下水道（污水）の年度別管種別の整備延長を以下のグラフに示します。初期の頃はコンクリート管が多く、近年では塩ビ管の割合が大きくなっています。上水道に比べ整備年代が新しく、耐用年数\*50 年を超える管は約 4%です。グラフに示す耐用年数\*は、総務省の試算ソフトで示されている年数です。

図表 下水道の年度別管種別整備延長



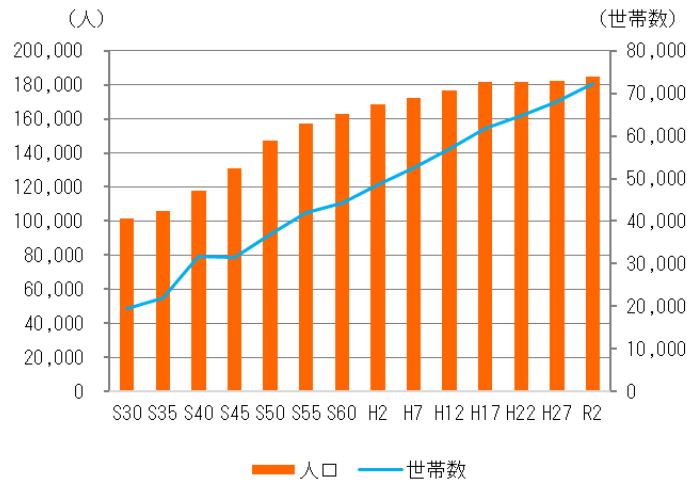
## 2 人口の見通し検討

### (1) 人口の推移

国勢調査に基づく本市の人口（旧豊川市と旧宝飯郡4町合算値）は、昭和30年では101,542人でしたが、昭和50年では147,016人と20年間で45,474人増加しました。その後も一貫して人口は右肩上がりに増加し、平成17年には18万人を超えました。その後は、横ばいに推移し、令和2年の国勢調査では184,661人となっています。

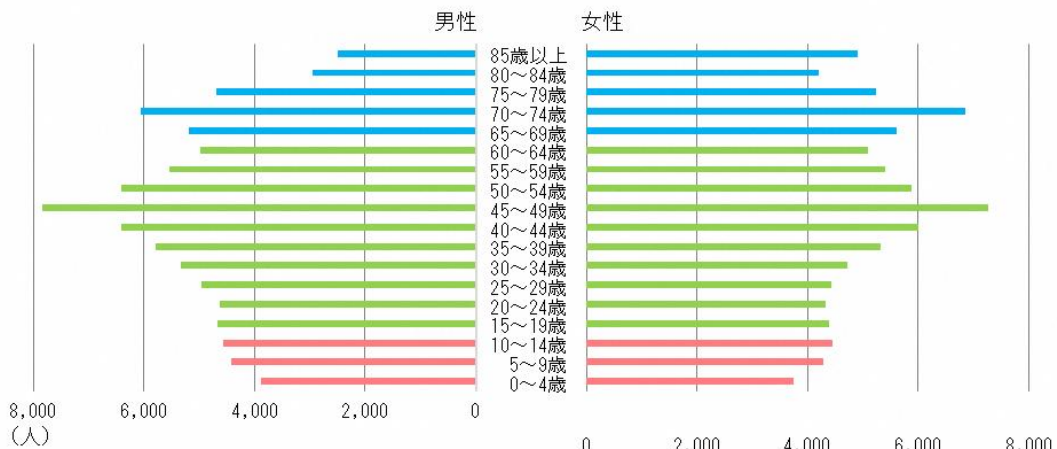
世帯数は昭和30年の国勢調査では19,409世帯で、一世帯あたりの人員は5.2人でしたが、令和2年の国勢調査での世帯数は72,220世帯で、一世帯あたりの人員は2.6人となり、人口に比べ世帯数の増加率が大きく、一世帯あたりの人員は減少し続けています。

図表 人口および世帯数の推移



また、年齢別人口構成をみると、年少人口は25,338人（全人口の13.9%）、生産年齢人口は109,442人（全人口の60.0%）、高齢者人口は48,237人（全人口の26.4%）となっています。

図表 令和2年度人口ピラミッドと年齢別人口構成



年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
25,338 (13.9%)	109,442 (60.0%)	48,237 (26.4%)

※1,644人は年齢不詳

## (2) 市全体の総人口と年代別人口の将来の見通し

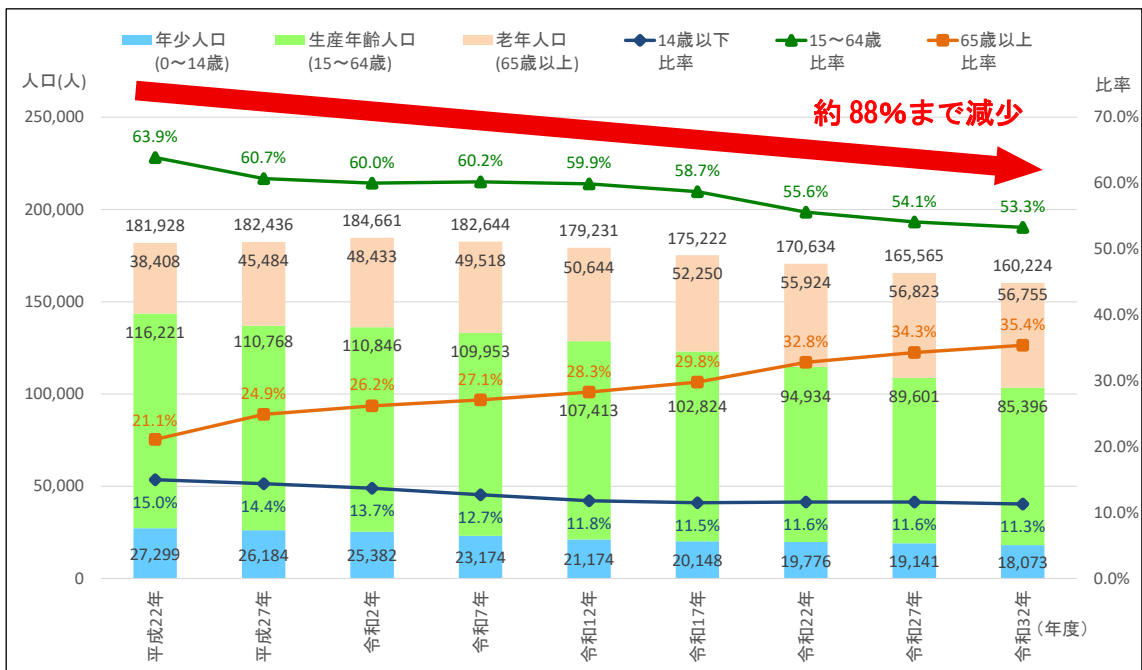
本計画においては、本市の人口の見通しを上位計画である第7次豊川市総合計画\*と整合を図り、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）の推計を基に整理しました。

### ① 市全体の人口推計

社人研の推計では、令和32年度には本市の総人口は160,224人となり、平成22年度からの40年間で約88%の水準まで減少すると予測されます。一方で、総人口に対する生産年齢人口の割合は、40年間で約11ポイント減少することに対し、老年人口（高齢者人口）は約14ポイント増加します。これは、1人の高齢者を支える生産年齢人口が3.0人から1.5人にまで減少することを示しています。

図表 市全体の将来人口推計の結果

	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	14歳以下 比率	15～64歳 比率	65歳以上 比率	合計
平成22年度	27,299	116,221	38,408	15.0%	63.9%	21.1%	181,928
平成27年度	26,184	110,768	45,484	14.4%	60.7%	24.9%	182,436
令和2年度	25,382	110,846	48,433	13.7%	60.0%	26.2%	184,661
令和7年度	23,174	109,953	49,518	12.7%	60.2%	27.1%	182,644
令和12年度	21,174	107,413	50,644	11.8%	59.9%	28.3%	179,231
令和17年度	20,148	102,824	52,250	11.5%	58.7%	29.8%	175,222
令和22年度	19,776	94,934	55,924	11.6%	55.6%	32.8%	170,634
令和27年度	19,141	89,601	56,823	11.6%	54.1%	34.3%	165,565
令和32年度	18,073	85,396	56,755	11.3%	53.3%	35.4%	160,224



注) 推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5（2023）年推計）によるものですが、公表された基礎データに基づき再計算しており、端数処理などの関係で基礎データとは数値が異なります。

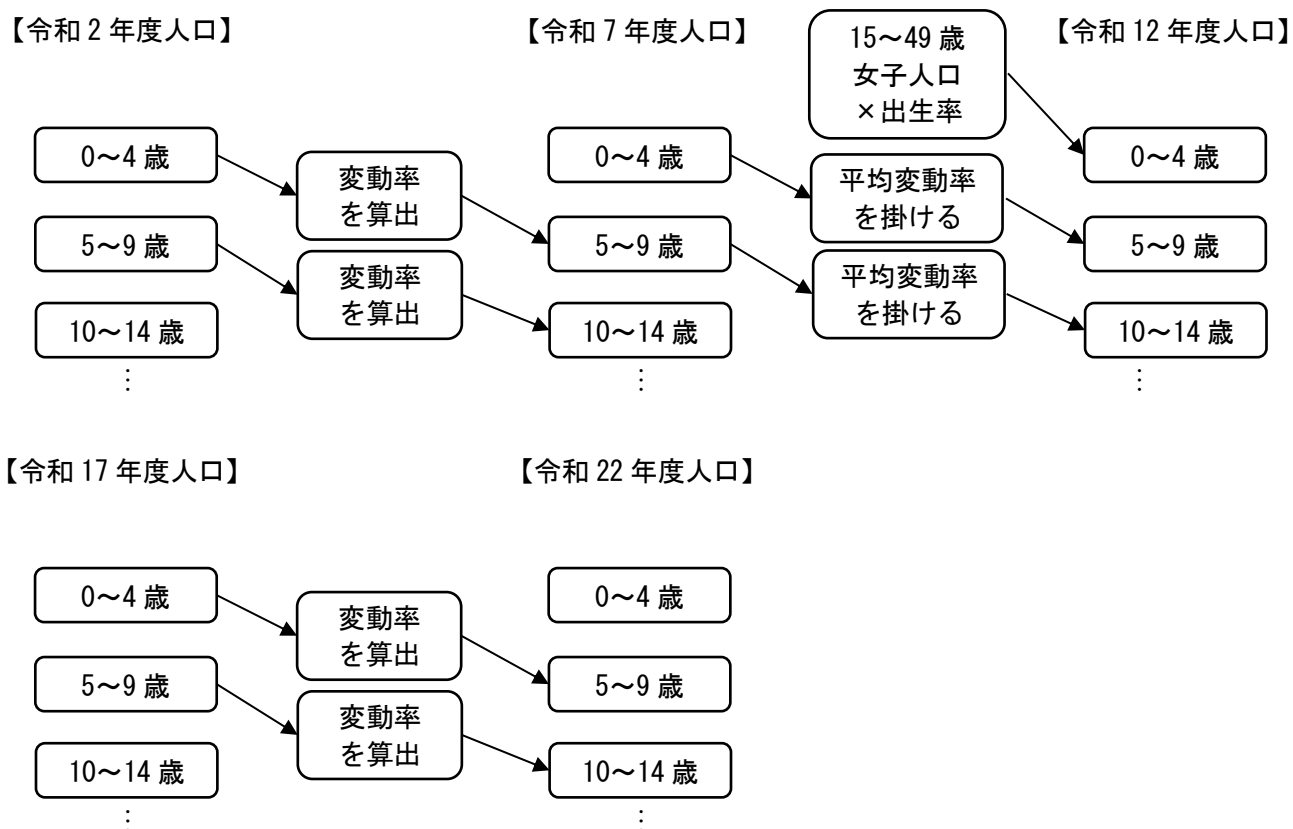
## ② 地区別の人口推計

地区別の人口推計は、社会移動趨勢型人口推計を用いました。これはコーホートモデルによる推計方法であり、ある期間の男女年齢別人口の実績から変動率（社会移動数及び死亡数の動向をふまえたもの）を算出するとともに、女性の出産該当年齢人口に対する出生率を算出し、時期の人口を求めるものです。

ここでは、住民基本台帳の人口を用い、令和7年度を基準年として、10年前（平成27年度）から5年前（令和2年度）まで及び5年前（令和2年度）から基準年までの各5年間で年齢階層がひとつ進む間における男女の5歳階層別の変動率（階層別推移率）を算出し、その平均を基準年の5歳階層別人口に乗じて5年後の5歳以上人口を推計するとともに、出生該当年齢にあたる女性の年齢階層別人口（15～49歳の年齢5歳階層ごとの女性人口）に対する出生率を設定して、出生数の5年間の合計、すなわち、0～4歳人口を推計し、これを順次繰り返して、5年ごとの将来人口を推計しています。

地区別の人口推計の合計値と市全体の人口推計（第7次豊川市総合計画\*に示される社人研の推計）は、推計手法が異なることにより一致しないため、地区別に推計した結果を社人研の推計により按分することで補正を行いました。

図表 コーホート趨勢推計人口のイメージ

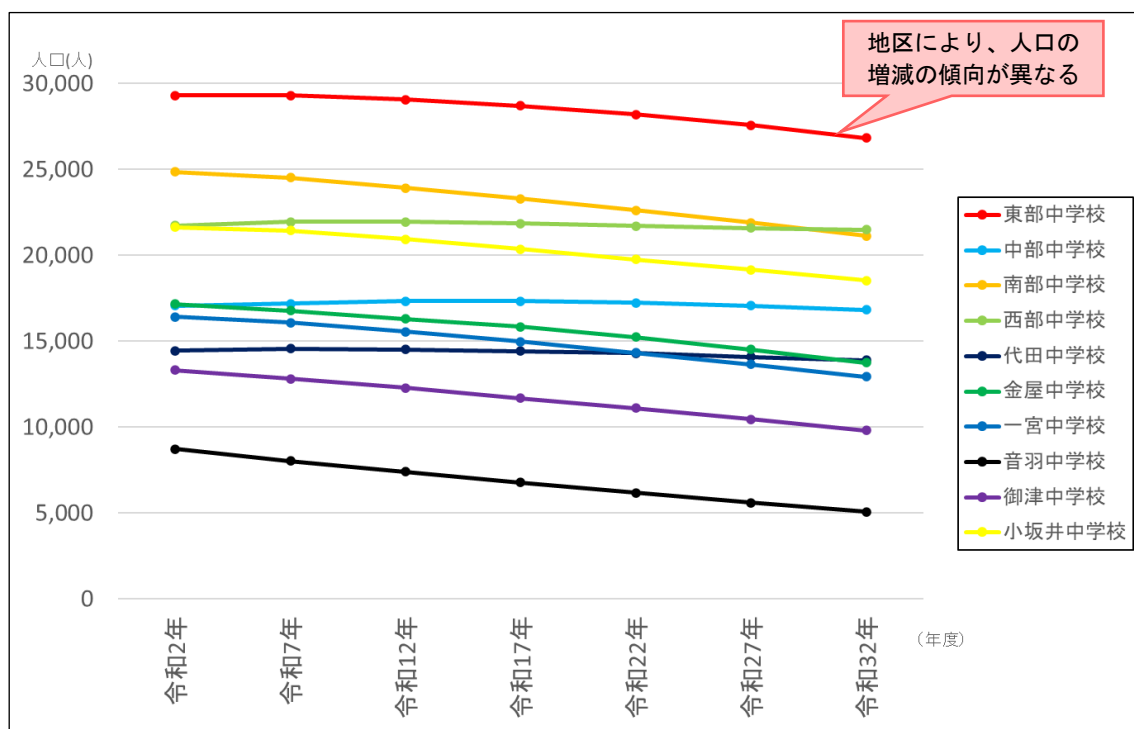


### ③ 地区別の人口推計結果

令和2年度の人口に対する令和32年度までの地区別の人口推計結果は以下のとおりです。

図表 地区別の人口推計結果

	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
東部中学校	29,296	29,312	29,056	28,704	28,207	27,570	26,817
中部中学校	17,075	17,191	17,324	17,322	17,233	17,057	16,818
南部中学校	24,853	24,507	23,922	23,296	22,613	21,896	21,130
西部中学校	21,738	21,953	21,954	21,848	21,698	21,592	21,483
代田中学校	14,447	14,553	14,512	14,427	14,295	14,093	13,881
金屋中学校	17,171	16,775	16,293	15,828	15,228	14,509	13,751
一宮中学校	16,424	16,079	15,546	14,973	14,332	13,642	12,937
音羽中学校	8,720	8,018	7,399	6,771	6,169	5,592	5,068
御津中学校	13,312	12,813	12,281	11,684	11,093	10,464	9,815
小坂井中学校	21,625	21,443	20,944	20,369	19,766	19,150	18,524
合計	184,661	182,644	179,231	175,222	170,634	165,565	160,224

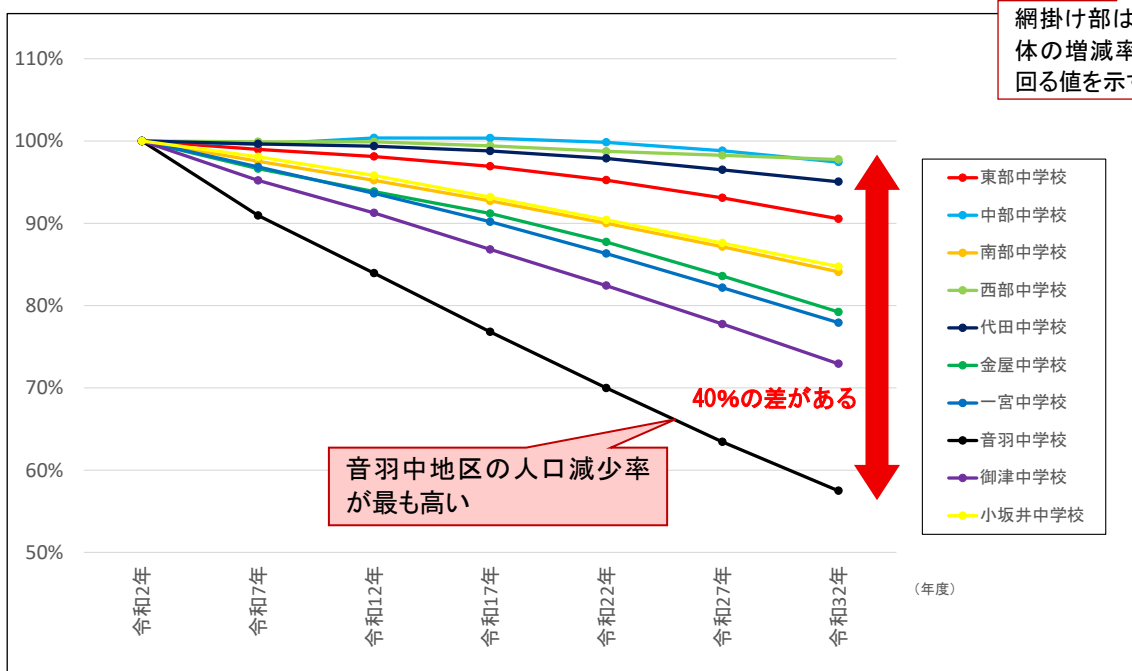


#### ④ 地区別の人口増減率

地区別の人口推計の結果から、令和2年度の人口を基準として増減率を算出した結果、特に音羽中学校地区の減少率が最も高く、西部中学校地区は最も減少率が低い結果となりました。

図表 地区別の人口増減率

	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
東部中学校	100%	99%	98%	97%	95%	93%	91%
中部中学校	100%	100%	100%	100%	100%	99%	97%
南部中学校	100%	98%	95%	93%	90%	87%	84%
西部中学校	100%	100%	100%	99%	99%	98%	98%
代田中学校	100%	100%	99%	99%	98%	97%	95%
金屋中学校	100%	97%	94%	91%	88%	84%	79%
一宮中学校	100%	97%	94%	90%	86%	82%	78%
音羽中学校	100%	91%	84%	77%	70%	63%	57%
御津中学校	100%	95%	91%	87%	82%	78%	73%
小坂井中学校	100%	98%	96%	93%	90%	88%	85%
合計	100%	98%	96%	94%	91%	89%	86%



**課題** 人口減少率が高い地区では、少子高齢化に伴う今後の人口減少社会の進展を見据え、人口構成の変化に合わせた行政サービスの転換、質的向上を図りながら、適正な公共施設等の配置及び規模を検討していくことが求められます。

### 3 財政収支の見込み検討

公共施設等の更新\*・改修費用として見込まれる投資的経費\*（普通建設事業費）について、豊川市中期財政計画では、今後の人口減少等による影響等を加味したものとなっています。

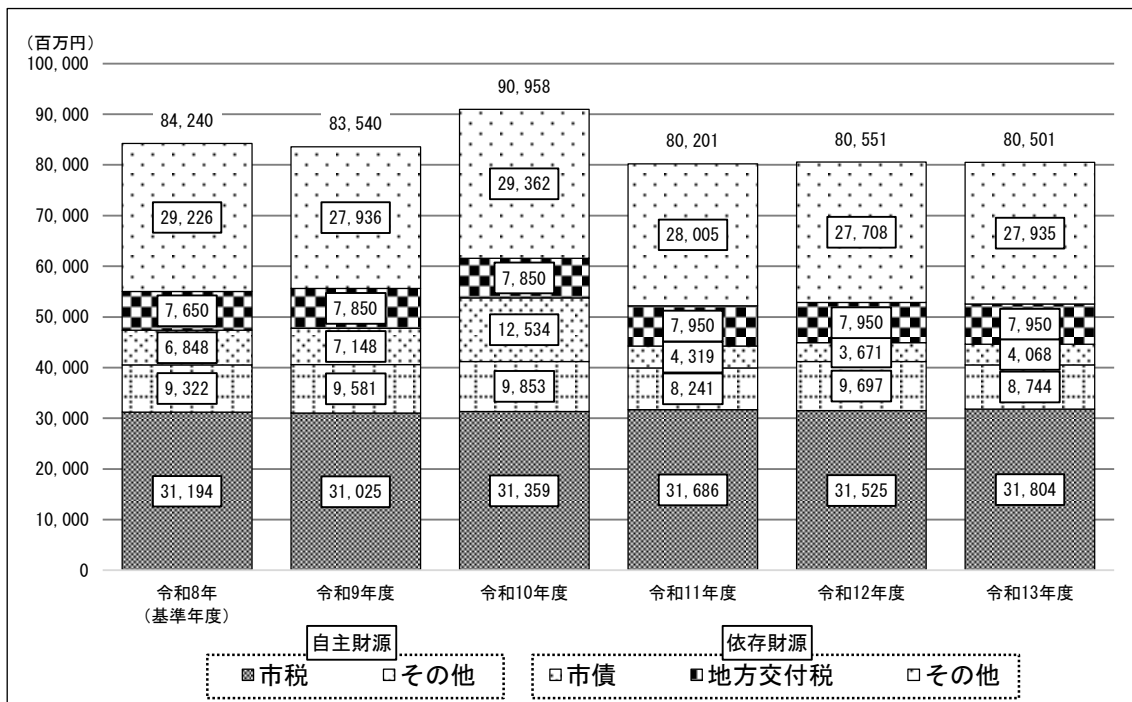
#### (1) 市全体の歳入の見込み（令和8年度～令和13年度）

令和8年度当初予算（一般会計\*）を基に推計した財政推計によると、歳入の見込みは以下のとおりです。

図表 歳入見込み

単位:百万円

項目		年度					
		令和8年度 (基準年度)	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
自主財源	市税	31,194	31,025	31,359	31,686	31,525	31,804
	その他	9,322	9,581	9,853	8,241	9,697	8,744
依存財源	市債	6,848	7,148	12,534	4,319	3,671	4,068
	地方交付税*	7,650	7,850	7,850	7,950	7,950	7,950
	その他	29,226	27,936	29,362	28,005	27,708	27,935
歳入総額		84,240	83,540	90,958	80,201	80,551	80,501



## (2) 市全体の歳出の見込み（令和8年度～令和13年度）

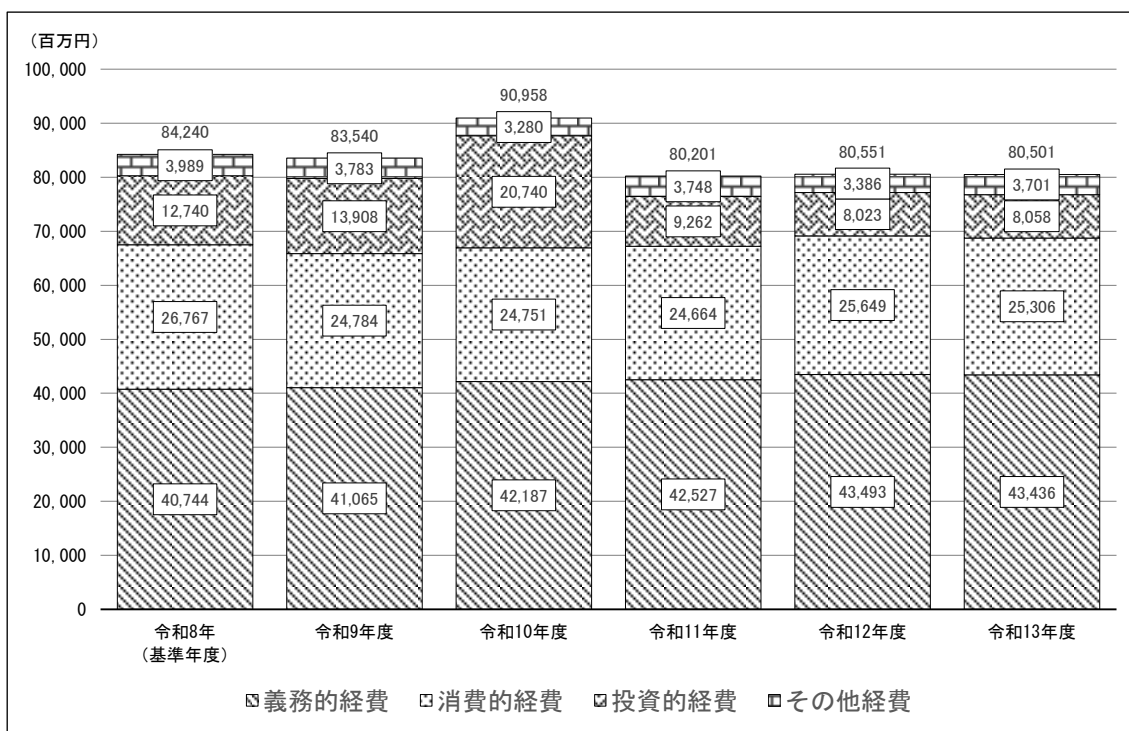
令和8年度当初予算（一般会計\*）を基に推計した財政推計によると、歳出の見込みは以下のとおりです。

歳出総額における義務的経費が占める割合が50%程度となっています。今後、少子高齢化がさらに進むことにより、扶助費\*等が含まれる義務的経費が増加する傾向です。また、複数の大型建設事業により、令和10年度に投資的経費\*がピークを迎えます。

図表 歳出見込み

単位:百万円

項目	年度					
	令和8年度 (基準年度)	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
義務的経費	40,744	41,065	42,187	42,527	43,493	43,436
消費的経費	26,767	24,784	24,751	24,664	25,649	25,306
投資的経費	12,740	13,908	20,740	9,262	8,023	8,058
その他経費	3,989	3,783	3,280	3,748	3,386	3,701
歳出総額	84,240	83,540	90,958	80,201	80,551	80,501



## 4 投資的経費決算額の実績

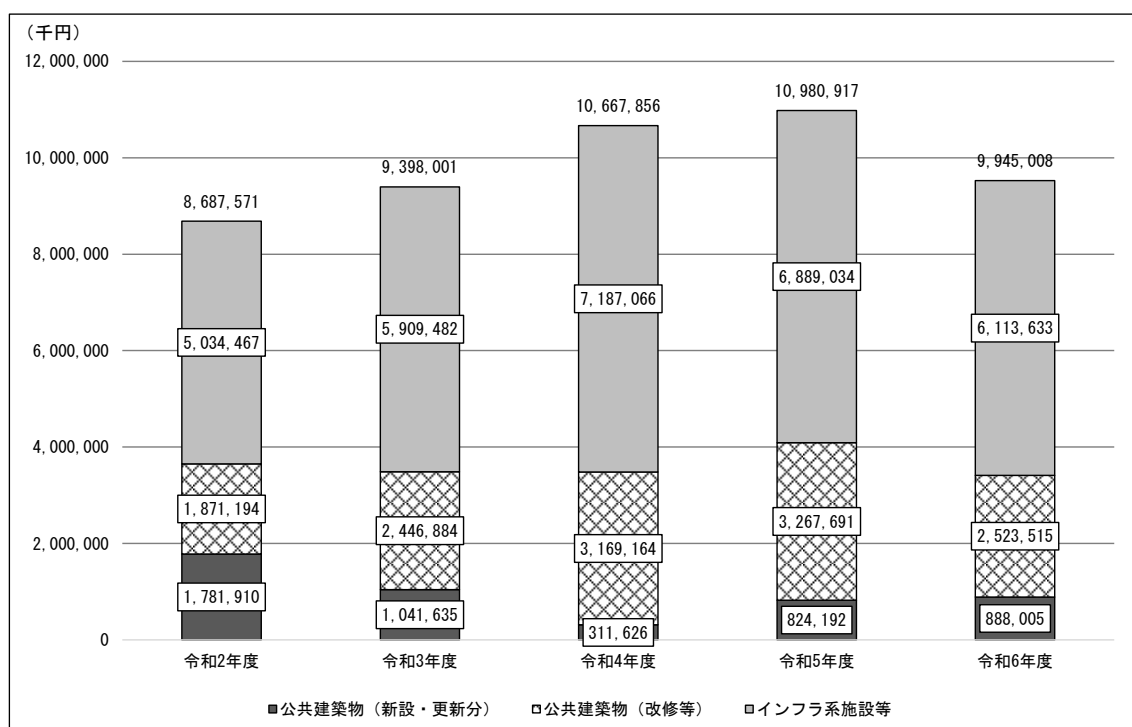
投資的経費\*決算額（普通建設事業費）の令和2年から令和6年度の実績は、以下のとおりです。5年間の平均は、約99.4億円/年です。

そのうち、インフラ\*系施設等の平均は、約63.1億円/年です。公共建築物の平均は、約36.3億円/年です。公共建築物のうち新設・更新\*分が約9.7億円/年、改修等が約26.6億円/年です。

図表 投資的経費決算額の実績

単位:千円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
普通建設事業費	8,687,571	9,398,001	10,667,856	10,980,917	9,945,008	9,935,871
インフラ系施設等	5,034,467	5,909,482	7,187,066	6,889,034	6,113,633	6,310,707
公共建築物	3,653,104	3,488,519	3,480,790	4,091,883	3,411,520	3,625,164
新設・更新分	1,781,910	1,041,635	311,626	824,192	888,005	969,474
改修等	1,871,194	2,446,884	3,169,164	3,267,691	2,523,515	2,655,690



## 5 有形固定資産減価償却率の推移

本市の資産の老朽化状況について、有形固定資産減価償却率（償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合）を指標として把握します。この比率は、資産の経年の程度を示し、経年が進んでいるほど値が大きくなり、老朽化が進んだ資産を除却・更新\*等することで値が改善することから、公共施設マネジメントを行う上で有用な指標とされています。

令和6年度一般会計\*等決算ベースの有形固定資産減価償却率は57.9%で、本計画が策定された平成28年度から7.9%増加しており、資産の老朽化が進んでおり、公共施設の老朽化が、今後の財政運営に大きな影響を及ぼすことが見込まれることから、長期的な視点を持ち本計画に基づいた取組を進めていく必要があります。

図表 有形固定資産減価償却率の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
有形固定資産 減価償却率 (%)	50.0	50.4	51.6	52.5

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
53.6	54.6	55.3	56.5	57.9

## 第3章 施設全体の管理方針

### 1 計画期間

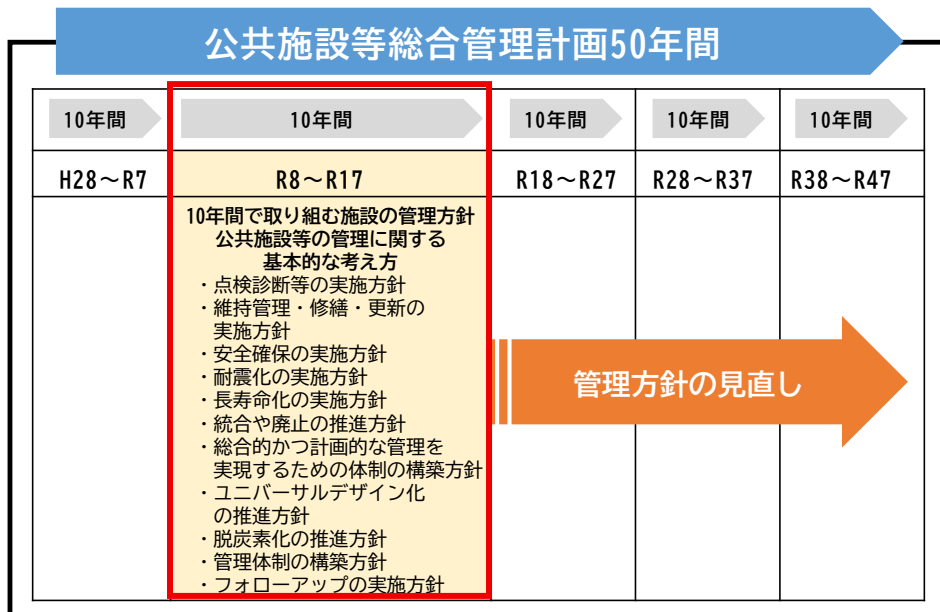
高度経済成長期およびバブル期に集中的に整備された公共建築物やプラント\*系施設・インフラ\*系施設の多くが、今後も引き続き大規模改修\*や更新\*の時期を迎えます。

本計画における計画期間は、そうした本市の公共施設等の整備状況に加え、これまでに策定した豊川市公共施設白書や豊川市公共施設の削減目標及び用途別における施設の方向性を踏まえ、平成28年度に策定した当初計画において設定した50年間とし、第2期豊川市公共施設適正配置計画や豊川市公共施設中長期保全計画との連携を図ります。

なお、当初計画の策定時から、50年間の計画期間を概ね10年ごとの期間に区分し、各期において公共施設等の管理方針を定めるものとしており、本章P42以降の「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」として、今後10年間（令和8年度から令和17年度まで）における施設の管理方針を定めます。

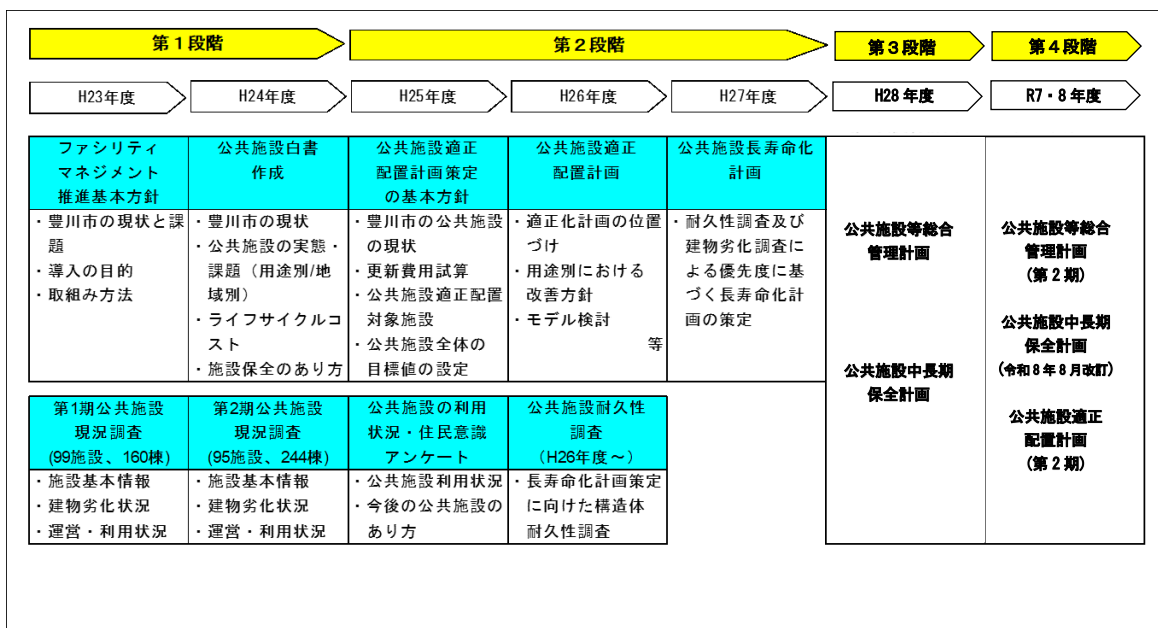
図表 関連計画の計画期間

	計画名称	策定年度	計画期間	計画年数
上位	第7次豊川市総合計画	R8改	R8～R17	10
	豊川市公共施設白書	H24	H25～R44	50
建築物	豊川市公共施設の削減目標及び用途別における施設の方向性	H25	H25～R44	50
	第2期豊川市公共施設適正配置計画	R7策	R7～R17	10
	豊川市公共施設中長期保全計画	R8改	R8～R12	5
関連・個別	各個別施設計画 「豊川市役所庁舎長寿命化等改修計画」等	—	—	—



【参考】豊川市公共施設の削減目標及び用途別における施設の方向性

【中期計画】



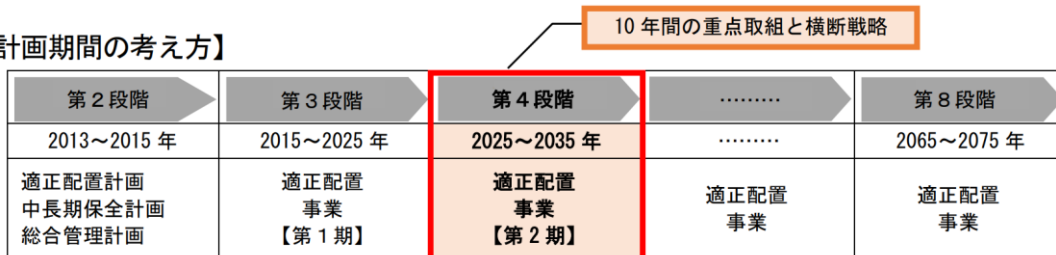
【参考】第2期豊川市公共施設適正配置計画（令和7年6月改訂）

【短期計画】

適正配置計画は、長期的な公共施設削減目標の達成及び、将来像「公共施設の新たな価値の創出“人が集い、市民交流を促す場を創造する”」の実現に向けた公共施設適正配置の実施プランに位置付けるもので、第1期の取組状況を踏まえ、引き続き2025年度から2035年度までの10年間における取組を定めます。

適正配置計画での取組については、2025年度から10年間での重点度が高いものを「重点取組」とします。

【計画期間の考え方】



## 2 現状や課題、基本認識

### (1) 将来の施設更新費用等の試算

#### ① 施設の長寿命化によるコストの縮減について

従来の事後保全\*型と予防保全\*型の施設管理のコスト試算を行い、施設の長寿命化\*による単年度当たりのコストの縮減効果を算定します。

算定にあたっては、予防保全\*型の管理の実施の有無により、更新\*までの期間が異なるため、下記の算出式に基づき、単年度当たりの縮減額を算出します。

#### ■単年度当たりの費用算出式

##### 【公共建築物】

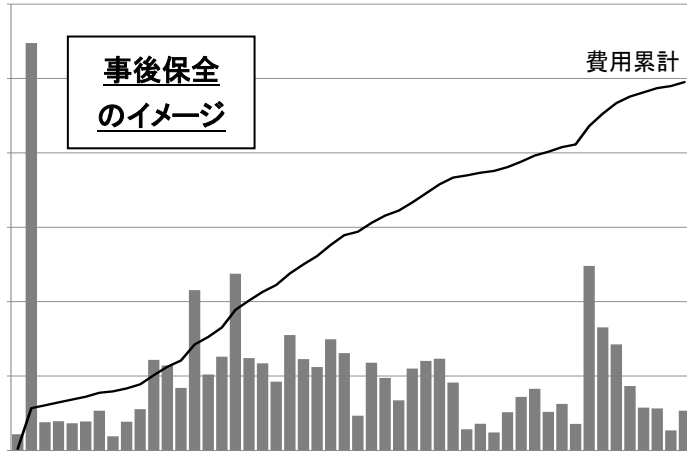
$$\begin{array}{l}
 \text{事後保全の場合} = \left( \text{日常修繕費用} + \text{更新費用} \right) / \text{耐用年数} \\
 \text{予防保全の場合} = \left( \text{日常修繕費用} + \text{大規模改修費用} + \text{更新費用} \right) / \text{延命後耐用年数}
 \end{array}$$

##### 【インフラ系施設・プラント系施設】

$$\begin{array}{l}
 \text{事後保全の場合} = \text{更新費用} / \text{耐用年数 (事後保全)} \\
 \text{予防保全の場合} = \left( \text{予防修繕費用 (回数分)} + \text{更新費用} \right) / \text{延命後年数 (予防保全)}
 \end{array}$$

コスト削減対策として、予防保全\*型の管理により、将来のライフサイクルコスト\*を試算します。また、一定の時期に財政負担が集中しないように、引続き平準化\*を検討します。

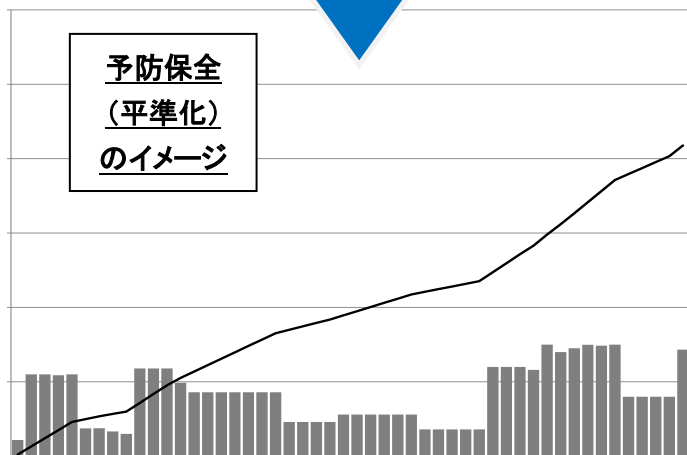
図表 予算平準化のイメージ



耐用年数\*を迎えた時点で更新\*の費用を計上しているため、グラフに凹凸があります。



長寿命化\*することにより、事後保全\*に比べて費用が低くなり、累計も低くなります。



予防保全\*の試算結果を基に、一定の時期に財政負担が集中しないように平準化\*を検討します。(平準化\*は、豊川市公共施設中長期保全計画\* (令和8年8月改訂版) にて試算します。)

② 維持・更新にかかる費用の試算の考え方について（公共建築物（保全計画対象施設））

・対象とする建物および面積

保全計画\*対象施設の延床面積をそのまま維持・更新\*する条件で試算します。豊川市公共施設中長期保全計画（令和 8 年 8 月改訂版）の対象施設については、そちらで試算した費用を計上します。

・更新時期、大規模改修サイクル

建物の構造種別、部位ごとに周期を設定します。各周期は、豊川市公共施設中長期保全計画（令和 8 年 8 月改訂版）で設定した更新\*周期と大規模改修\*サイクルを採用します。

・修繕等費用の計算

日常修繕、大規模改修\*費用の計算にあたっては、部位ごと構成比率、修繕率等を乗じた費用を計上します。

・施設更新時に延べ床面積を 30%縮減するとした場合の試算

予防保全\*の試算結果に対して、第 2 期豊川市公共施設適正配置計画で示す市の保有面積の縮減目標の 30%を考慮し、施設の更新時に延べ床面積を 30%縮減すると仮定した場合の試算結果を示します。

③ 維持・更新にかかる費用の試算の考え方について（公共建築物（保全計画\*対象外施設）・インフラ\*系施設・プラント系施設）

・計算の考え方

施設の分類ごとに、更新\*費、修繕費を試算します。

・更新費用の計算

設置年度が判明している施設は、耐用年数\*を経過した年度に同一の機能で更新\*するものとして更新\*費用を計上します。

各施設の設置年度が不明な施設は、全施設を更新\*した場合の費用を施設ごとに設定した耐用年数\*で除した単年度当たりの費用として平準化\*し計上します。

・予防保全費用の計算

予防保全\*を導入する施設に対し、実績等から修繕方法と修繕単価を設定し、修繕サイクルの時期に費用を計上します。設置年度が不明な場合は、長寿命化\*のために必要な修繕単価を修繕サイクルで除した費用を単年度当たりの費用として平準化\*し計上します。

・個別施設計画が策定されている施設

個別施設計画が策定されている施設（橋梁、都市公園、水道施設、下水道管路等）については、各施設の計画期間で算出されている費用を計上し、計画期間を超える期間は、計画期間の平均費用を単年度当たりの費用とします。

## (2) 将来の施設更新費用等の試算の前提条件

本市の多種多様な公共施設等について、施設の分類ごとに設定した管理方針、更新単価、耐用年数\*等を以下に示します。

個別施設計画を策定済みの施設類型については、その考え方を踏襲し、未策定の施設類型については、下記のように設定します。対象施設のうち、公共建築物（保全計画\*対象施設）は、豊川市公共施設中長期保全計画（令和8年8月改訂版）にて施設の管理方針等を検討しました。公共建築物（保全計画\*対象外施設）、プラント系施設及びインフラ\*系施設は、本計画にて施設の管理方針等を検討しました。

分類			数量	単位	施設名称等	管理方針	
大分類	中分類	小分類					
公共建築物 (保全計画対象施設)	庁舎	庁舎	23,367.4	m <sup>2</sup>	本庁舎等	予防保全	
	文化施設	文化施設	22,400.8	m <sup>2</sup>	文化会館等	予防保全	
	保健・福祉施設	保健施設	保健施設	3,732.9	m <sup>2</sup>	保健センター等	予防保全
		高齢者福祉施設	高齢者福祉施設	13,952.3	m <sup>2</sup>	ふれあいセンター等	予防保全
		障害者福祉施設	障害者福祉施設	497.1	m <sup>2</sup>	障害者生活介護施設等	予防保全
		その他福祉施設	その他福祉施設	3,512.0	m <sup>2</sup>	地域福祉センター等	予防保全
	児童福祉施設	児童福祉施設	5,905.1	m <sup>2</sup>	各児童館、交通児童遊園等	予防保全	
	保育園	保育園	20,947.4	m <sup>2</sup>	保育園	予防保全	
	観光施設	観光施設	3,760.7	m <sup>2</sup>	ふれあい交流館等	予防保全	
	地区市民館等	地区市民館等	12,710.4	m <sup>2</sup>	地区市民館等	予防保全	
	公営住宅施設	公営住宅施設	77,542.0	m <sup>2</sup>	公営住宅	予防保全	
	消防・防災施設	消防施設	消防施設	4,947.4	m <sup>2</sup>	消防本署、分署、出張所	予防保全
		防災施設	防災施設	1,205.6	m <sup>2</sup>	防災センター	予防保全
	学校教育施設	学校施設	222,558.7	m <sup>2</sup>	小学校、中学校	予防保全	
	生涯学習施設	生涯学習施設	17,110.0	m <sup>2</sup>	中央図書館等	予防保全	
体育施設	有人施設	有人施設	20,260.1	m <sup>2</sup>	総合体育館等	予防保全	
	無人施設	無人施設	337,867.9	m <sup>2</sup>	豊川公園野球場等	事後保全	
市民病院	医療施設	66,640.1	m <sup>2</sup>	市民病院（駐車場含む）	予防保全		
その他	建物床	建物床	36,639.6	m <sup>2</sup>	プリオビル、プリオIIビル	予防保全	
	その他施設	その他施設	15,014.7	m <sup>2</sup>	倉庫等	事後保全	
駐車場	立体駐車場	立体駐車場	38,477.4	m <sup>2</sup>	豊川駅東駐車場等	予防保全	
	平面駐車場	平面駐車場	14,991.0	m <sup>2</sup>	追分駐車場等	事後保全	
消防・防災施設	消防・防災施設		2,150.1	m <sup>2</sup>	消防団詰所	事後保全	
			277.6	m <sup>2</sup>	水防倉庫	事後保全	
			1,891.9	m <sup>2</sup>	防災倉庫	事後保全	
			121	基	屋外放送装置	機器 ポール	時間保全

注) 病院等の大規模設備の費用及び医療機器費用は別途とする。

第2期豊川市公共施設等総合管理計画

【管理方針の設定について】

- ・ 予防保全：長寿命化\*対策により、ライフサイクルコスト\*の削減効果が見込めるもの
- ・ 事後保全：長寿命化\*対策が技術的に困難であると判断されるもの
- ・ 時間保全：設備類で機能停止となった場合に社会的影響が大きいもの

小分類	施設名称等	更新単価 (円)	事後保全	予防保全		
			耐用年数 (年)	耐用年数 (年)	修繕サイ クル(年)	修繕単価 (円)
庁舎	本庁舎等	570,000	60	80	30 <sup>注1)</sup>	豊川市公共施設中長期保全計画（令和8年8月改訂版） 参照（※注2）
文化施設	文化会館等	570,000	60	80	30 <sup>注1)</sup>	
保健施設	保健センター等	510,000	60	80	30 <sup>注1)</sup>	
高齢者福祉施設	ふれあいセンター等	510,000	60	80	30 <sup>注1)</sup>	
障害者福祉施設	障害者生活介護施設等	510,000	60	80	30 <sup>注1)</sup>	
その他福祉施設	地域福祉センター等	510,000	60	80	30 <sup>注1)</sup>	
児童福祉施設	各児童館、交通児童遊園等	470,000	60	80	30 <sup>注1)</sup>	
保育園	保育園	470,000	60	80	30 <sup>注1)</sup>	
観光施設	ふれあい交流館等	570,000	60	80	30 <sup>注1)</sup>	
地区市民館等	地区市民館等	510,000	46・60	60・80	30 <sup>注1)</sup>	
公営住宅施設	公営住宅	400,000	60	80	30 <sup>注1)</sup>	
消防施設	消防署本署、分署、出張所	570,000	60	80	30 <sup>注1)</sup>	
防災施設	防災センター	570,000	60	80	30 <sup>注1)</sup>	
学校施設	小学校、中学校	470,000	60	80	30 <sup>注1)</sup>	
生涯学習施設	中央図書館等	570,000	60	80	30 <sup>注1)</sup>	
有人施設	総合体育館等	510,000	60	80	30 <sup>注1)</sup>	
無人施設	豊川公園野球場等	7,000	60	—	—	
医療施設	市民病院（駐車場含む）	570,000	60	80	30 <sup>注1)</sup>	
建物床	プリオビル・プリオIIビル	510,000	60	80	30 <sup>注1)</sup>	51,000
その他施設	倉庫等	510,000	60	—	—	—
立体駐車場	豊川駅東駐車場等	235,000	60	80	30 <sup>注1)</sup>	24,000
平面駐車場	追分駐車場等	5,000	40	—	—	—
消防・防災施設	消防団詰所	262,000	40	—	—	—
	水防倉庫	262,000	40	—	—	—
	防災倉庫	262,000	40	—	—	—
	屋外放送装置	機器	9,314,000	15	15	15
ポール		762,000	30	30	30	762,000

注1) 公共建築物の修繕サイクルは大規模改修\*を示す。日常修繕は10年、15年。

注2) 豊川市公共施設中長期保全計画（令和8年8月改訂版）「第2章 改修内容」に記載されている内容で修繕単価を算定。

注) 更新\*単価及び修繕単価は、建設物価調査会資料に基づき、豊川市公共施設等総合管理計画\*（平成28年8月策定）に記載されている更新\*単価に2016年から2025年までの物価上昇率（約41%増）を考慮して算定。

※近年は資材価格や労務費単価が高騰しており、状況によっては、さらなる価格の上昇が見込まれます。また、実際には施設の老朽度や改修・更新\*時に社会的に求められる機能・性能の変化など、個別の状況に応じて価格が変動する場合があります。

分類		数量	単位	施設名称等		管理方針	
大分類	中分類						小分類
プラント系施設	衛生処理施設	建築物が主体	26,098.4	㎡	清掃工場、処理場等	建築設備	予防保全
		上記以外	1,901.3	㎡	一宮、三月田最終処分場等		予防保全
	学校教育施設	給食センター	6,726.2	㎡	学校給食センター、南部学校給食センター	建築設備	予防保全
						建築設備	予防保全
インフラ系施設	道路施設	市道	1,773,418	㎡	幹線道路		予防保全
			7,317,845	㎡	生活道路		事後保全
			4,244	基	道路照明灯	ポール	予防保全
						灯具	予防保全
			126	基	道路案内標識(車道用)	ポール	予防保全
			126	枚		標識板	予防保全
			37	基	道路案内標識(歩道用)	ポール	予防保全
			37	枚		標識板	予防保全
			139	基	道路案内標識(歩車道兼用)	ポール	予防保全
			139	枚		標識板	予防保全
			703	橋	橋梁		予防保全
			10	橋	横断歩道橋(7橋) 駅自由通路(3橋)		予防保全
	142,651	林道	林道(舗装区間のみ)		事後保全		
					事後保全		
	河川管理施設	河川管理施設	32	km	準用河川		事後保全
			51	km	普通河川		事後保全
			1	箇所	樋門・樋管	塗装・ゴム 操作盤	予防保全 時間保全
			71,181	㎡	調整池(27箇所)		事後保全
			1	式	コンクリート構造物(防波堤等)		事後保全
	漁港施設	漁港施設	1	式	航路(航路、泊地)		事後保全
			1	式	荷捌き所		予防保全
			3,172	m	護岸施設		事後保全
	公園・緑地	都市公園	148	基	建築物		予防保全
			451	基	遊具等		予防保全
		児童遊園等	37	基	建築物		予防保全
			368	基	遊具		事後保全
		その他広場等	7	基	建築物		予防保全
			19	基	遊具		事後保全
	農業用施設	用排水路・ため池等	191,800	㎡	ため池(37箇所)		事後保全
			8,000.0	㎡	ため池(1箇所) (西部土地区画整理事業地内)		事後保全
		5	箇所	排水機場		予防保全	
	水道施設	建築物	25,580.0	㎡	水源(総取水能力)		時間保全
			29,850.0	㎡	浄水施設(総処理能力)		時間保全
51,970.0			㎡	配水池(総貯水能力)		時間保全	
21			箇所	ポンプ所		時間保全	
96			台	ポンプ(各施設)		時間保全	
1,313		km	管路施設		予防保全		
下水道施設	建築物	4	箇所	処理施設、ポンプ場		時間保全	
	建築物以外	1,207	km	管路施設(汚水・雨水)		予防保全	
		77	箇所	樋門・樋管		事後保全	
		1	箇所	調整池(4,007㎡)		事後保全	

第2期豊川市公共施設等総合管理計画

施設名称等		更新単価 (円)	事後保全	予防保全		
			耐用年数 (年)	耐用年数 (年)	修繕サイ クル(年)	修繕単価 (円)
清掃工場、処理場 等	建築	510,000	60	80	30	51,000
	設備	個別計画	個別計画	個別計画	個別計画	個別計画
一宮、三月田最終処分場 等		510,000	60	80	30	51,000
学校給食センター、 南部学校給食センター	建築	470,000	46	61	30	47,000
	設備	個別計画	個別計画	個別計画	個別計画	個別計画
幹線道路		6,000	25	40	20	3,000
生活道路		5,000	40	-	-	-
道路照明灯	ポール	399,000	60	72	45	38,000
	灯具	250,000	15	18	11	24,000
道路案内標識 (車道用)	ポール	1,870,000	45	54	15	25,000
	標識板	873,000	10	12	3	12,000
道路案内標識 (歩道用)	ポール	1,122,000	45	54	15	13,000
	標識板	125,000	10	12	3	2,000
道路案内標識 (歩車道兼用)	ポール	1,396,000	45	54	15	13,000
	標識板	349,000	10	12	3	4,000
橋梁		構造別	60	70	-	-
横断歩道橋		79,763,000	60	100	45	19,941,000
駅自由通路		324,036,000	60	80	30	81,757,000
林道(舗装区間のみ)		5,000	40	-	-	-
準用河川		348,962,000	60	-	-	-
普通河川		348,962,000	60	-	-	-
樋門・樋管	塗装・ゴム	42,374,000	40	60	10	998,000
	操作盤	6,232,000	20	20	20	6,232,000
調整池		38,000	60	-	-	-
コンクリート構造物(防波堤等)		2,102,588,000	100	-	-	-
航路(航路、泊地)		47,824,000	20	-	-	-
荷捌き所		31,407,000	60	80	30	3,141,000
護岸施設		1,247,000	100	-	-	-
建築物		個別計画	個別計画	個別計画	個別計画	個別計画
遊具		個別計画	個別計画	個別計画	個別計画	個別計画
その他		個別計画	個別計画	個別計画	個別計画	個別計画
建築物		2,823,000	15	30	10	424,000
遊具		3,739,000	30	-	-	-
建築物		2,823,000	15	30	10	424,000
遊具		3,739,000	30	-	-	-
ため池(37箇所)		9,000	60	-	-	-
ため池(1箇所) (西部土地区画整理事業地内)		9,000	60	-	-	-
排水機場		249,259,000	30	45	15	37,389,000
水源(総取水能力)		125,000	30	個別計画	個別計画	個別計画
浄水施設(総処理能力)		88,000	30	個別計画	個別計画	個別計画
配水池(総貯水能力)		75,000	30	個別計画	個別計画	個別計画
ポンプ所		62,315,000	30	個別計画	個別計画	個別計画
ポンプ(各施設)		3,739,000	20	個別計画	個別計画	個別計画
管路施設		管径別	40	個別計画	個別計画	個別計画
処理施設、ポンプ場		1,246,291,000	30	30	30	1,246,291,000
管路施設(汚水・雨水)		管種別	50	個別計画	個別計画	個別計画
樋門・樋管		624,000	60	-	-	-

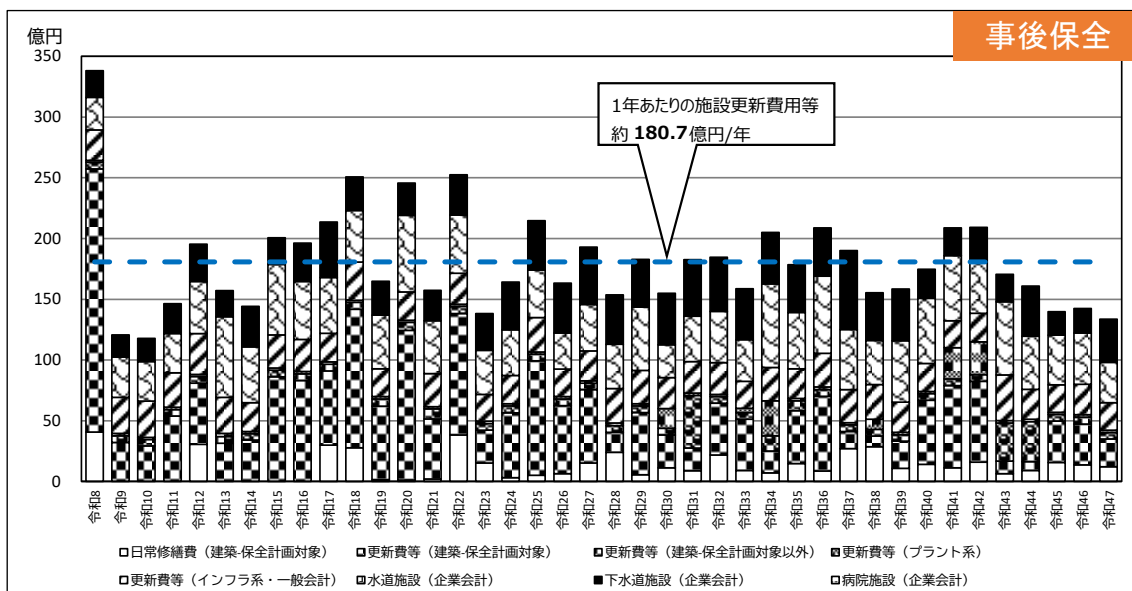
注) 更新\*単価及び修繕単価は、建設物価調査会資料に基づき、豊川市公共施設等総合管理計画\* (平成28年8月策定)に記載されている更新\*単価に、2016年から2025年までの物価上昇率(約25%増)を考慮して算定。

※近年は資材価格や労務単価が高騰しており、状況によっては、さらなる価格の上昇が見込まれます。また、実際には施設の老朽度や改修・更新\*時に社会的に求められる機能・性能の変化など、個別の状況に応じて価格が変動する場合があります。

### (3) 将来の施設更新費用等の試算結果

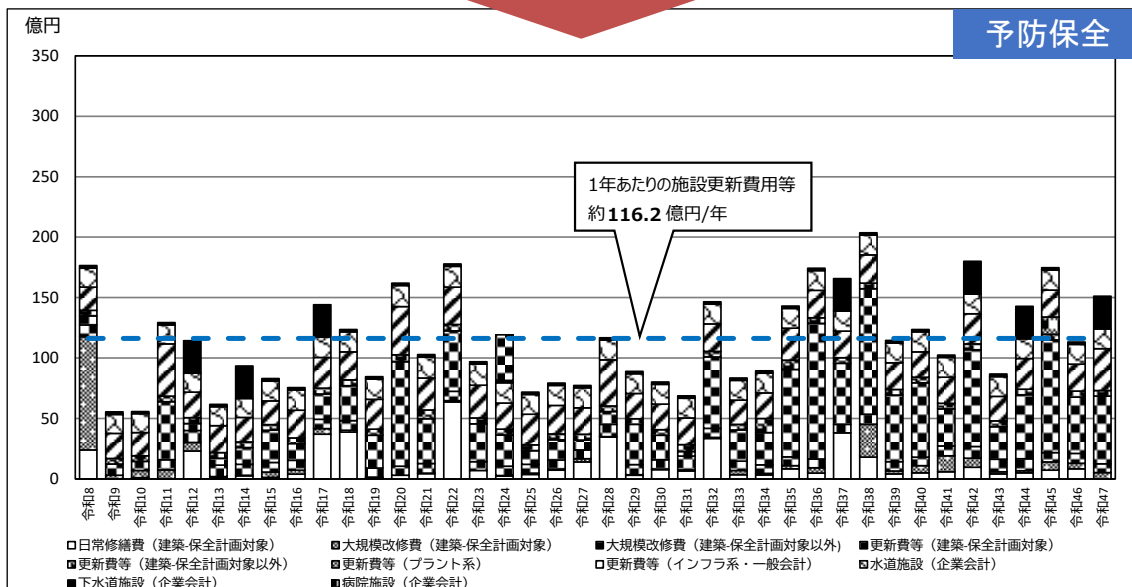
#### ① 全施設の更新費用等の試算

従来通りの事後保全\*型の管理を行った場合と予防保全\*型の管理を取り入れた場合の更新\*費用等の試算結果を比較します。



事後保全\*の試算結果では、今後 40 年間で必要となる施設更新\*費用等は総額で約 7,229 億円になり、1年当たり約 180.7 億円になります。

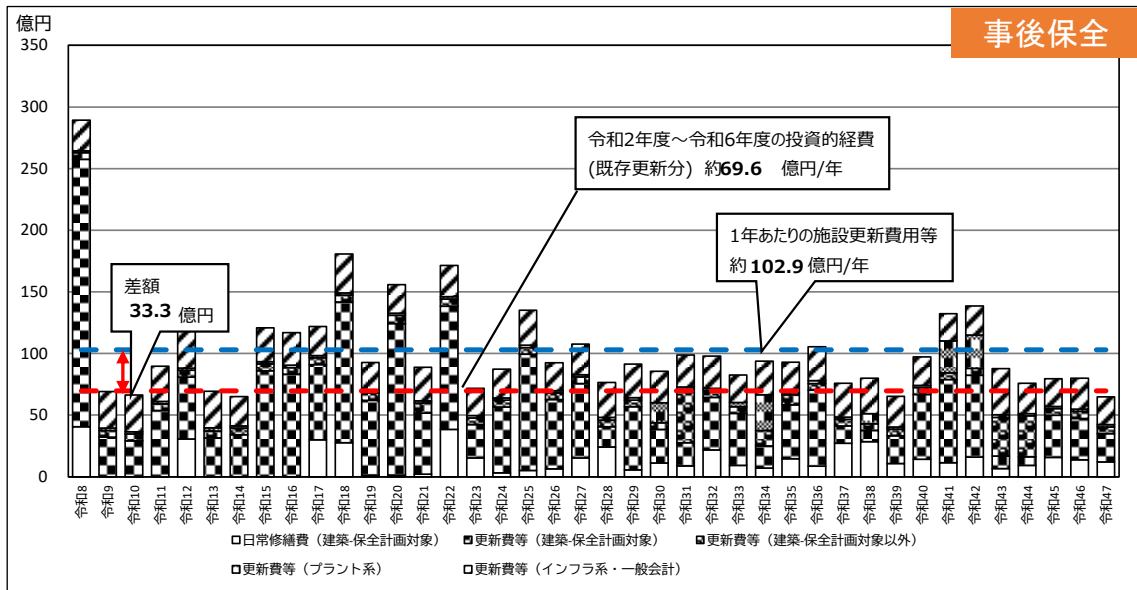
64.5 億円/年  
コスト削減



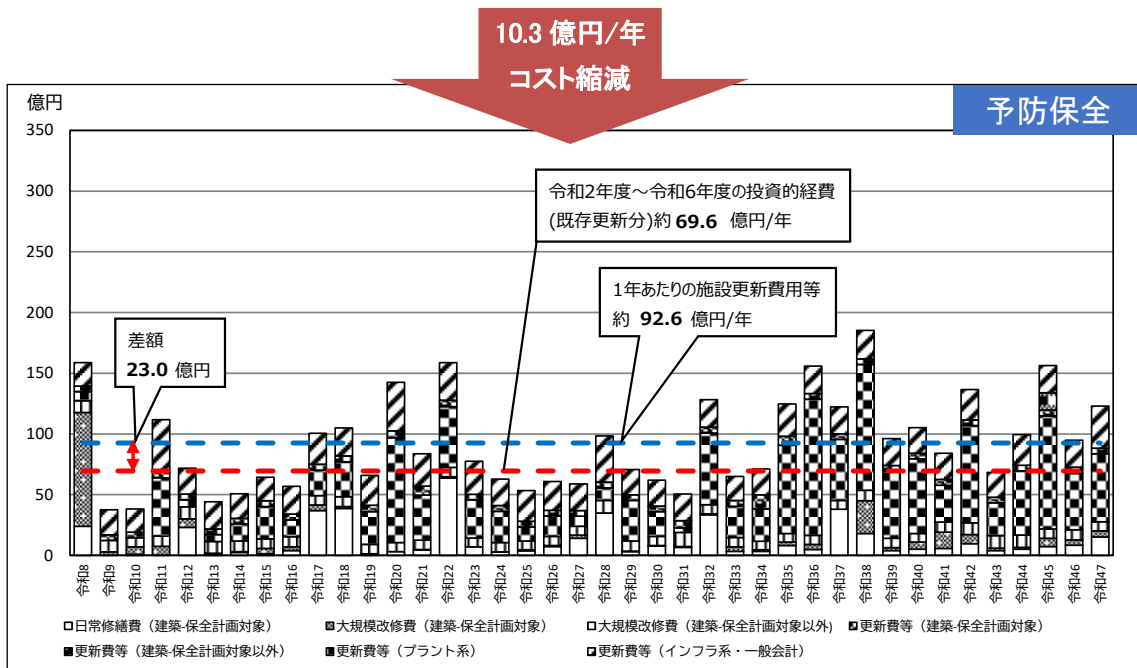
予防保全\*の試算結果では、今後 40 年間で必要となる施設更新\*費用等は総額で約 4,650 億円になり、1年当たり約 116.2 億円になります。

② 一般会計の対象となる施設の更新費用等の試算

全施設から企業会計\*の対象施設を除いた一般会計\*の対象施設の更新\*費用等の試算結果を比較します。



事後保全\*の試算結果では、今後40年間で必要となる施設更新\*費用等は総額で約4,115億円になり、1年当たり約102.9億円になります。

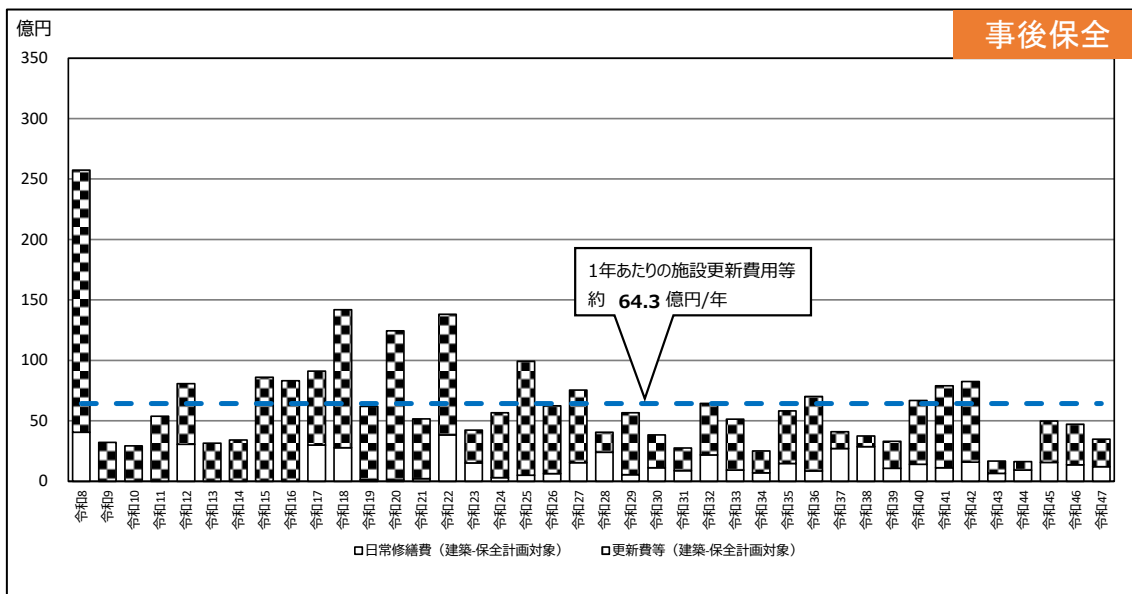


予防保全\*の試算結果では、今後40年間で必要となる施設更新\*費用等は総額で約3,702億円になり、1年当たり約92.6億円になります。

今回の試算結果より、1年当たりの施設更新\*費用等と令和2年度～令和6年度(5年間)の投資的経費\*約69.6億円/年(算出方法は後述)を比較すると、1年当たり23.0億円の不足となります。今後は、施設更新\*費用等の不足分を補うために更なるコスト削減が必要となります。また、新規整備費用は既存更新\*費用には含まれていないため、新規整備を行う場合は、引続き、整備計画の見直しと共に既存施設の縮小の検討をあわせて行う必要があります。

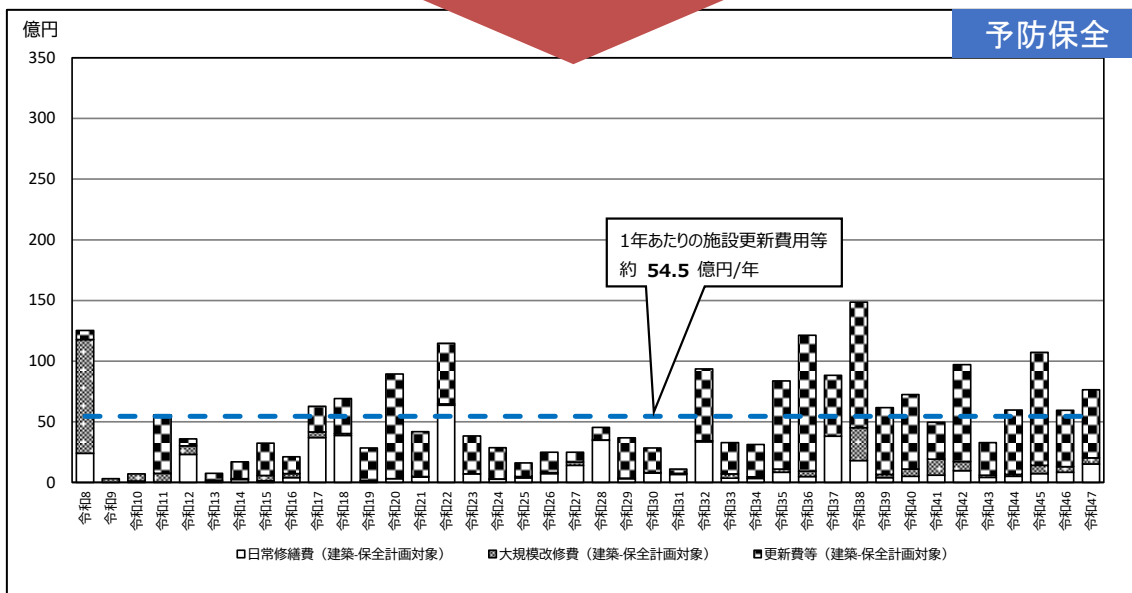
### ③ 公共建築物（保全計画対象施設）の更新費用等の試算

公共建築物の内、保全計画\*の対象となる公共建築物にかかる更新\*費用等の試算結果を比較します。



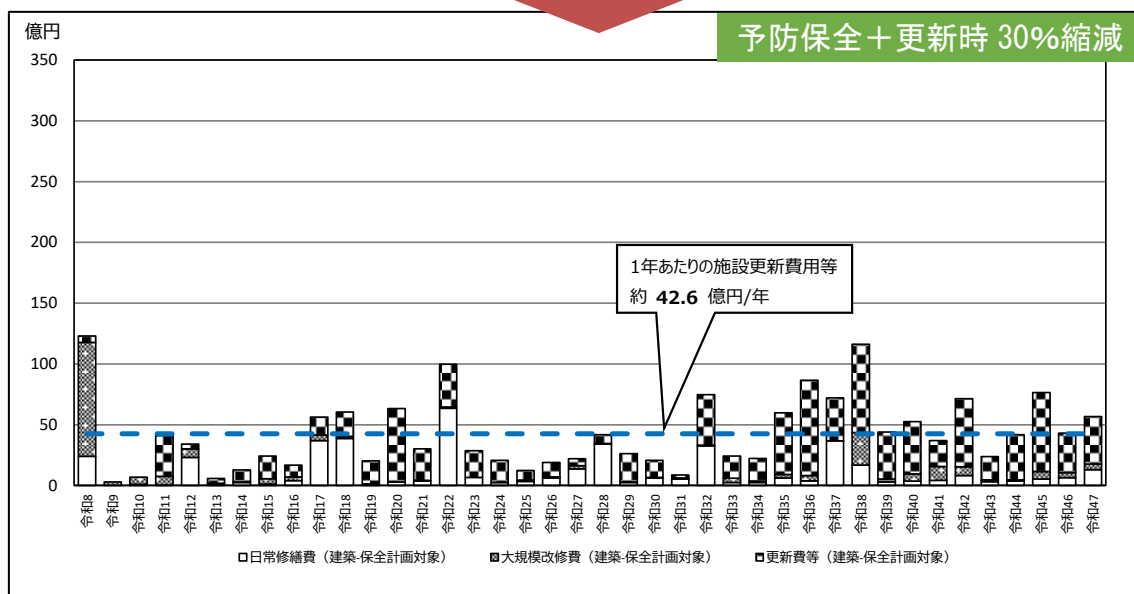
事後保全\*の試算結果では、今後 40 年間で必要となる施設更新\*費用等は総額で約 2,571 億円になり、1年当たり約 64.3 億円になります。

9.8 億円/年  
コスト縮減



予防保全\*の試算結果では、今後 40 年間で必要となる施設更新\*費用等は総額で約 2,181 億円になり、1年当たり約 54.5 億円になります。

11.9 億円/年  
コスト縮減



さらに、予防保全\*の試算結果に対して、第 2 期豊川市公共施設適正配置計画で示す市の保有面積の縮減目標の 30%を考慮し、施設の更新\*時に延べ床面積を 30%縮減すると仮定した場合の試算結果では、今後 40 年間で必要となる施設更新\*費用等は総額で約 1,702 億円になり、1年当たり約 42.6 億円になります。



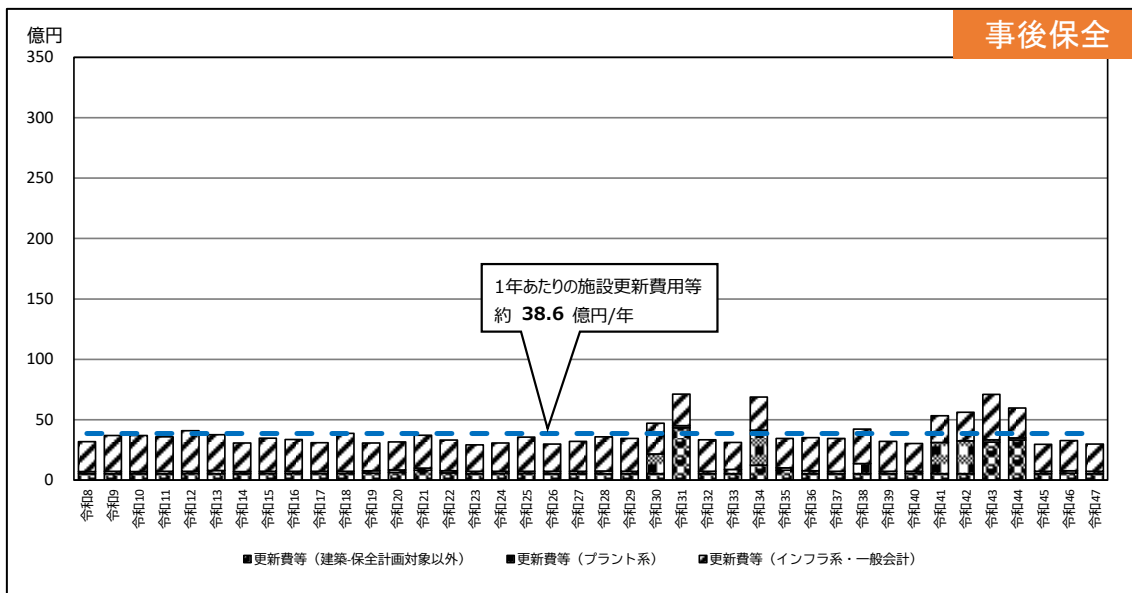
こざかい葵風館



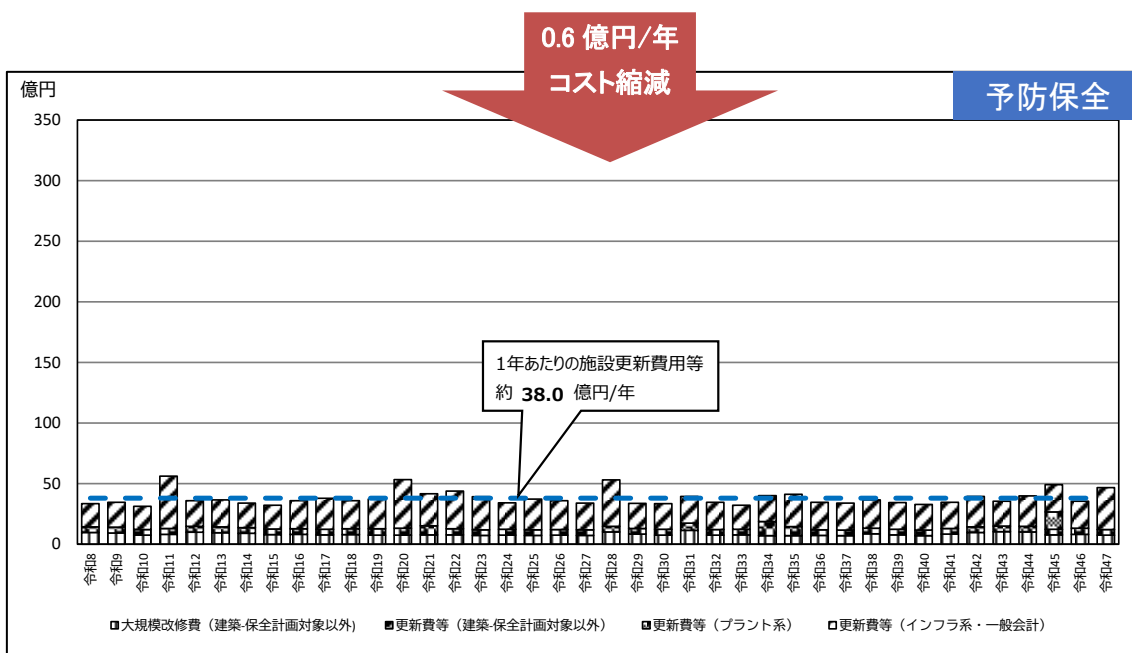
豊川東部地区市民館

④ 一般会計のうち公共建築物（保全計画対象施設）以外の更新費用等の試算

一般会計\*の対象となる施設のうち、保全計画\*の対象となる公共建築物を除く、インフラ\*系施設、プラント系施設及び公共建築物で保全計画\*の対象外となる施設について、更新\*費用等の試算結果を比較します。



事後保全\*の試算結果では、今後 40 年間で必要となる施設更新\*費用等は総額で約 1,544 億円になり、1年当たり約 38.6 億円になります。



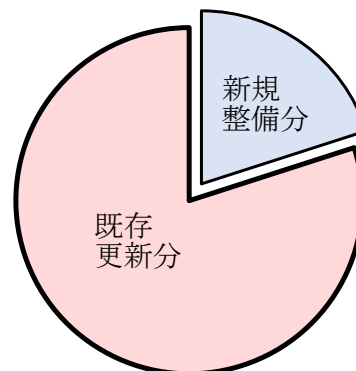
予防保全\*の試算結果では、今後 40 年間で必要となる施設更新\*費用等は総額で約 1,522 億円になり、1年当たり約 38.0 億円になります。

⑤ 一般会計の対象となる施設にかかる投資的経費の考え方

インフラ\*系施設にかかる今後の更新\*費用等は、新たに整備される分は含まれておらず、既存の施設を作り直すのに必要となる費用を指しています。

そこで、更新\*費用等を将来も確保できるか否かの検討は、投資的経費\*の内、公共施設等を新たに整備した費用や土地の取得にかかった費用は除いて行う必要があります。

ただし、過去の決算額を集計し直すことは非常に煩雑であることから、インフラ\*系施設の中で代表的な道路について、投資的経費\*全体に対する既存施設の更新\*費用等の割合を求めます。それを市全体のインフラ\*系施設の投資的経費\*に対する既存施設の更新\*費用等の割合であると仮定して算出します。



【投資的経費に対する既存施設の更新費用等の計算】

○道路における5年間（令和2年度～令和6年度）の投資的経費\*決算額より  
既存施設の更新\*費用等の割合を算出。

$$\frac{4,529,967 \text{ 千円 (5年間の投資的経費*決算額のうち、既存施設の更新*費用等の合計)}}{5,665,347 \text{ 千円 (5年間の投資的経費*決算額合計)}} \times 100 = 79.9 \approx 80\%$$

○公共建築物に関する5年間の投資的経費\*決算額の平均 46.5億円（新規整備含む）

○インフラ\*系施設の5年間の投資的経費\*決算額の平均

$$85.1 \text{ 億円 (※)} - 46.5 \text{ 億円} = 38.6 \text{ 億円}$$

※85.1億円は、5年間【令和2年度から令和6年度】の投資的経費\*決算額の平均99.4億円より用地取得費用、支弁人件費、備品費、県営事業負担金等を除いた費用となります。

○インフラ\*系施設の5年間の投資的経費\*決算額の平均のうち、既存施設の更新費用等  
 $38.6 \text{ 億円} \times 80\% = 30.88 \approx 31.0 \text{ 億円}$

∴公共建築物に関する5年間の投資的経費\*決算額の平均とインフラ\*系施設の5年間の投資的経費\*決算額の平均のうち、既存施設の更新\*費用等の合計

$$38.6 \text{ 億円} + 31.0 \text{ 億円} = \underline{\underline{69.6 \text{ 億円}}}$$

以上より、5年間の投資的経費\*の平均を69.6億円とします。

#### (4) 課題に対する基本認識

本市の現状から認識される将来を見据えた課題は、大きく分けると①公共施設等の老朽化への対応、②人口減少・少子高齢化への対応、③厳しい財政状況への対応の3点と考えられます。

##### 基本認識①公共施設等の老朽化への対応

###### 公共建築物

昭和40年代後半から50年代にかけて建設された施設が多く、**既に60%以上の施設が建設から30年以上経過**しています。中には老朽化が著しく進行しながら、大規模改修\*が実施されていない、いわゆる工事の積み残しが生じています。

###### プラント系施設・インフラ系施設

整備年度が古い上下水道などは都市基盤施設として市民の生活に欠かせない施設であり、**安全・安心な生活を送るために適切に管理が行われている必要**があります。

##### 基本認識②人口減少・少子高齢化への対応

出生率の低下に伴う少子化の進展等により、**市全体の人口減少が見込まれており、また高齢化により老年人口の割合は増大**していきます。なお、地区別に見た場合では、西部中学校地区は最も減少率が低い結果となりました。

###### 公共建築物

人口増加に伴い、昭和40年代後半から、50年代にかけて施設面積を増加させ住民サービスの向上を図ってきましたが、今後は人口減少に伴い利用ニーズも減ることが想定されるため、**延床面積を適切な面積とし、新たなニーズへ対応する必要**があります。

###### プラント系施設・インフラ系施設

公共建築物と同様に、人口減少に伴う利用ニーズの減少が想定されるため、立地適正化計画\*による**都市機能の集約化に伴い、地域の実情に合わせた選択と集中が必要**となってきます。

### 基本認識③ 厳しい財政状況への対応

今後、予想される少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等の**市税収入の減少要因**に注意が必要です。一方で、老年人口の割合は増加しており、**扶助費\*及び介護保険や後期高齢者医療への繰出金は増加傾向**です。

また、昨今の物価上昇に伴い、建設費等の増加が懸念されることから、事業計画においては、機能重視を念頭に初期投資費用（インシヤルコスト）だけではなく、維持管理に必要な費用などを含めたLCC（ライフサイクルコスト\*）を含めた検証をする必要があります。

#### 公共建築物・プラント系施設・インフラ系施設

公共施設等の改修・更新\*のために必要な投資的経費\*が今後不足することが予想されていることから、平成24年3月には豊川市公共施設整備基金条例を制定し、公共施設等の整備のため基金の積立てを行っています。

また、**予防保全\*的な管理による長寿命化\*対策により、増加する改修・更新\*にかかる将来コストの縮減や平準化\*を図る**ことに加え、財源の確保や効率的な維持管理に向けた組織体制の構築を図っていく必要があります。

## 3 管理に関する基本的な考え方と市全体の基本方針

### (1) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

3つの基本認識（課題）を解決するために、本市では公共施設等を市民共通の資産と捉え、市全体としてサービスやコスト等の最適化を図りつつ、効果的に公共施設等をマネジメントしていきます。公共施設等の類型ごとの特性や各個別施設計画、上位関連計画における将来像や取組状況を踏まえ、統廃合、新設や長寿命化\*など更新\*等の考え方、安全性の確保のあり方など、保有する公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、以下の3点を示します。

#### 基本的な考え方① 長寿命化によるライフサイクルコストの縮減

##### 公共建築物

今後も維持していく施設については、豊川市公共施設中長期保全計画（令和8年8月改訂版）に示される長寿命化\*の基本的な考え方に基づき、計画的な維持保全\*による施設の延命化を図り、公共建築物の工事優先順位に従って、**効率的な維持管理を実践することでライフサイクルコスト\*の縮減**を図ります。政策的に建て替えが必要な施設については、市民の意向を適切に把握し、人が集う新たな価値を創出していきます。

##### プラント系施設・インフラ系施設

各個別施設計画に従って、**予防保全\*の対象施設については適切に実践し、ライフサイクルコスト\*の縮減**を図っていきます。事後保全\*の対象施設についても、市民の安全を確実に担保するため、適切な管理を実施していきます。

## 基本的な考え方② 統廃合・複合化の推進による保有施設総量の適正化

### 公共建築物

施設重視の施設整備から機能（サービス）優先の施設活用へ転換し、初期投資費用（イニシャルコスト）とLCC（ライフサイクルコスト）の詳細な検証を行い、また、民間に任せられるものは移管を進めるなど、サービス提供のあり方自体について検討し、余裕施設や遊休土地の有効活用を図ります。引続き施設の多機能化・複合化を推進することにより、地区間の施設配置の均等性を図りつつ、豊川市公共施設適正配置計画に示す令和47年までに公共建築物のトータルコスト\*の縮減目標を43%、保有面積の縮減目標を30%とします。

### プラント系施設・インフラ系施設

財政状況に応じた総量の全体最適化を検討すると共に、豊川市立地適正化計画\*を踏まえ、都市機能誘導区域及び居住誘導区域以外では、インフラ\*系施設の縮小も市民生活への影響や周辺地域との繋がりを考慮しながら検討していきます。また、災害時の安全確保のために耐震化を推進していきます。

市全体の基本方針④⑥

## 基本的な考え方③ 公共施設等の総合管理体制の確立と財源の確保

### 公共建築物

専任部署において点検、予算要望及び工事発注までの部署横断的な調整を行い、職員の予算要望や発注事務の効率化や建物の維持管理水準の平均化など一元的な公共施設の総合管理によって、市民の安全確保を図ります。また、更新費用の確保においては、公民連携の推進や公共施設整備基金の目標額の設定、国県補助金や有利な地方債\*の活用などが必要です。

### プラント系施設・インフラ系施設

効率的な維持管理を目指し、発注規模の拡大、複数年契約、分野横断的なエリア単位での維持管理委託や、工事発注など包括的な維持管理を検討します。また、安全確保に取り組みながら、人口減少等の変化に応じて、財政状況に合わせた総量の適正化を検討することが必要です。

市全体の基本方針⑦

## (2) 市全体の基本方針

### 【公共建築物】

公共建築物は、第2期豊川市公共施設適正配置計画及び豊川市公共施設中長期保全計画（令和8年8月改訂版）に基づき、本市が保有する施設総量の適正化を図り、持続可能な公共サービスの提供のあり方を検討していきます。

項目	内容
①点検・診断等の実施方針	<p>建物の日常的な維持管理手引きを活用し、施設管理者による日常点検や建築の専門家による定期的な劣化調査を実施します。ただし、事後保全*の対象となる建築物については、簡易点検とします。また、構造躯体の劣化状況を継続的に把握していきます。</p>
②維持管理・修繕・更新*の実施方針	<p>日常的な維持管理においては、建物の日常的な維持管理手引きを活用し、建物を管理する一般職員が着目すべき状況や内容を整理して実施します。修繕工事にあたっては、点検結果および施設の重要度から工事優先度*を設定し、優先度の高い工事から実施します。</p> <p>修繕履歴や劣化状況等のデータを整備・蓄積し、施設の状況を的確に把握することで、適切な更新*・修繕を行える環境を構築します。</p> <p>公共サービスの提供にあたり、存続すべき施設については、長寿命化*を図った上で適切な規模に更新*していきます。なお、更新*の際には、多様な主体との連携として、民間活力の導入も視野に資金調達の方法や事業手法を検討します。</p>
③安全確保の実施方針	<p>法定・日常点検の適切な実施により施設の劣化・故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響の度合いや、施設利用の安全性の観点により、適切な対応を図ります。</p> <p>点検・診断等により危険箇所が発見された場合は、第三者被害を未然に防止するために緊急修繕を実施します。</p>
④耐震化の実施方針	<p>構造躯体以外の非構造部材の耐震化を推進すると共に、減災化の考え方も取り入れ、豊川市役所地震対策業務継続計画を実現できるよう取組みます。</p>
⑤長寿命化*の実施方針	<p>公共建築物のうち、予防保全*の対象施設については、日常的な維持修繕に加え、適切な時期に大規模改修*を実施することで長寿命化*を図った上で、真に必要な施設を更新*していきます。</p> <p>一方で、事後保全*の対象施設についても適切な管理を実施します。</p>

項目	内容
⑥統合や廃止の推進方針	<p>当初の設置目的を果たし、供用を廃止することが妥当と判断した施設については、他用途への転換や民間への貸付・売却を検討した上で、活用が困難な場合には撤去・解体し、跡地の有効利用を検討します。</p> <p>公共施設の再編にあたり、第2期豊川市公共施設適正配置計画で掲げられた「公共施設の新たな価値の創出“人が集い、市民交流を促す場を創造する”」という将来像を実現するために6つの重点取組「①本庁舎等整備による行政機能集約と複合化・用途転用等の実施、②機能重複するコミュニティの施設の集約・複合化等の実施、③人口減少に伴う学校教育施設等の多機能化の推進と総量縮減、保育園の統廃合と民営化の推進、④更新*期を迎える文化施設の機能集約と統廃合の推進、保健施設の集約化の実施、⑤機能重複する体育施設（有人施設）の集約と多機能化の推進、⑥施設類型を横断した施設間の機能集約や複合化等による公共施設の総量縮減の推進」を実践していきます。</p> <p>また、今後10年間に於いて優先度の高い「モデルエリア」を選定し、再配置を推進していきます。</p>
⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<p>公共建築物については、専任部署において庁内全体の調整機能を発揮しつつ、全体計画の進行管理を行うとともに方針の改訂や目標の見直しを行います。予算編成においても、市全体を見据えた施設改修等の優先順位付けを行い、ムダやムラのない維持管理が行える体制を構築します。</p> <p>本市では、既に指定管理者制度*を導入しており、民間のノウハウを活用した公共サービスの向上効果も見られることから、対象となる施設の拡大や包括管理委託を検討します。また、PPP及びPFIの更なる活用についても検討します。</p>
⑧ユニバーサルデザイン化の推進方針	<p>「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（愛知県）及び「第4次豊川市障害者福祉基本計画」（令和3年3月）における考え方等を踏まえ、誰もが快適に利用しやすい公共施設等となるようユニバーサルデザイン化の推進を図ります。</p>
⑨脱炭素化の推進方針	<p>「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）、「豊川市環境基本計画2020改訂版」（令和7年3月）における考え方等を踏まえ、脱炭素社会の実現に向け、「第4次豊川市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和8年4月）に基づき、公共施設において率先的な再生可能エネルギーの導入及び消費エネルギーの省力化を推進し、施設の脱炭素化に努めます。</p> <p>また、国・地方脱炭素実現会議（令和3年6月9日）で決定された「地域脱炭素ロードマップ」における目標である、自治体の建築物及び土地において、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備を導入し、2040年には100%導入することを目指します。</p>

【プラント系施設・インフラ系施設】

プラント系施設およびインフラ\*系施設は、市民が日常生活を送る上で欠くことができない重要なライフラインであり、その場所にあつてこそ機能を発揮する性質を有しているため、公共建築物のように統廃合や再配置による効率化は現実的ではありません。しかし、限られた財源の中で持続可能な公共サービスを提供しなければならないため、効率的な維持管理を行っていく必要があります。

項 目	内 容
①点検・診断等の実施方針	<p>プラント系施設 定期的に保守点検・診断等を実施し、劣化状況や健全度を把握します。</p> <p>インフラ系施設 施設類型ごとに国や県から示されている各種基準や点検マニュアルに従い、必要に応じて専門業者による点検・診断等を実施します。</p>
②維持管理・修繕・更新*の実施方針	<p>プラント系施設 点検・診断結果を踏まえ、予防保全*的な維持管理を行い、延命化を図ります。</p> <p>インフラ系施設 点検・診断結果をもとに維持管理・修繕・更新*のサイクルを構築し、施設類型ごとに計画的に実施します。また、維持管理・修繕・更新*のサイクルが構築できていない施設類型については、適切に設定していきます。</p>
③安全確保の実施方針	<p>プラント系施設 点検・診断結果を踏まえ、計画的な修繕等により施設運転の安全を確保し、事故や故障等を未然に防止していきます。</p> <p>インフラ系施設 パトロールや点検、住民の要望や通報等により、危険箇所が発見された場合は、第三者被害を未然に防止するために緊急修繕を実施します。</p>
④耐震化の実施方針	<p>プラント系施設 優先性の判断を実施した上で設備等の耐震性*を向上させ、また地震による二次災害の防止に努めます。</p> <p>インフラ系施設 橋梁の耐震補強や管路の耐震管への布設替え等、施設類型ごとに優先性の判断を実施した上で耐震化を推進していきます。</p>
⑤長寿命化*の実施方針	<p>プラント系施設・インフラ系施設 各個別施設計画に従って、予防保全*の対象施設については、適切な管理を実施します。 事後保全*の対象施設についても、市民の安全を確実に担保するため、適切な管理を実施します。</p>

項目	内容
⑥統合や廃止の推進方針	<p><b>プラント系施設</b> 近隣市と共同での施設整備の推進や、旧町で保有していた施設は廃止に向け優先的に使用していく等、効率的な運用やコスト削減の推進を図ります。</p> <p><b>インフラ系施設</b> 少子高齢化により、整備当初と市民ニーズが変化しており、設置目的にそぐわなくなった施設（例えば、交通量や児童数の減少により使われなくなった横断歩道橋等）については、施設の必要性や用途の見直しを行い、統合や廃止の推進を図ります。</p> <p>また、立地適正化計画*やコンパクトシティの考え方を取り入れ、将来的な人口減少による受益者の減少を見据え、費用対効果が小さい施設の見直しも検討します。</p>
⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<p><b>プラント系施設・インフラ系施設</b> 公共建築物とは異なり、施設類型ごとに高い専門性が求められることから、一律の管理水準を定めることは困難であるため、施設類型ごとで財政規模に応じた管理水準を設定します。</p> <p>長寿命化*等に加え、包括委託の適用（発注規模の拡大、契約期間の複数年化、複数企業による共同受注、プロセス間の連携、性能規定型契約の活用）を検討します。</p>
⑧ユニバーサルデザイン化の推進方針	<p><b>プラント系施設・インフラ系施設</b> 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（愛知県）及び「第4次豊川市障害者福祉基本計画」（令和3年3月）における考え方等を踏まえ、誰もが快適に利用しやすい公共施設等となるようユニバーサルデザイン化の推進を図ります。</p>
⑨脱炭素化の推進方針	<p><b>プラント系施設・インフラ系施設</b> 「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）、「豊川市環境基本計画2020改訂版」（令和7年3月）における考え方等を踏まえ、脱炭素社会の実現に向け、「第4次豊川市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和8年4月）に基づき、公共施設において率先的な再生可能エネルギーの導入及び消費エネルギーの省力化を推進し、施設の脱炭素化に努めます。</p> <p>また、国・地方脱炭素実現会議（令和3年6月9日）で決定された「地域脱炭素ロードマップ」における目標である、自治体の建築物及び土地において、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備を導入し、2040年には100%導入することを目指します。</p>

## 第4章 施設類型ごとの基本方針

### 1 公共建築物（保全計画対象施設）

施設類型ごとの基本方針として、①点検・診断等の実施方針、②維持管理・修繕・更新\*の実施方針、③安全確保の実施方針、④耐震化の実施方針、⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針、⑧ユニバーサルデザイン化の推進方針、⑨脱炭素化の推進方針については、市内の公共建築物全体で統一した方針とするため、市全体の基本方針と同様とします。

#### (1) 庁舎

<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
個別施設計画の管理方針に従うとともに、定期点検や建物の日常的な維持管理手引きによる日常点検の結果も参考とし、予防保全*の施設については長寿命化*を図る。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
<p>本庁舎等（本庁舎・北庁舎・分庁舎）の整備に伴い、分散している行政機能（支所機能を除く）の集約と再編を進め、拠点機能の強化と施設総量、行政コストの縮減を図る。</p> <p>一宮庁舎は、「一宮地域交流会館（仮称）」整備事業による再編を進めるとともに、既存庁舎は廃止し、行政機能の適正配置と地域拠点の形成を図る。</p> <p>音羽庁舎は、組織移転後に生じる余剰スペースの活用を図るため、周辺施設との複合化、用途転用等の再編を進め、地域拠点の形成を図る。</p> <p>御津庁舎は、貸付需要の状況や地域特性を踏まえ、複合化や用途転用等により施設の有効活用を進め、地域拠点の形成を図る。</p> <p>必要に応じて民間活力の導入を検討し、効率的な施設整備や運営、行政コストの縮減を図る。</p>

#### (2) 文化施設

<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
<p>桜ヶ丘ミュージアムは、個別施設計画の管理方針に従うとともに、定期点検や建物の日常的な維持管理手引きによる日常点検の結果も参考とし、施設の長寿命化*を図る。</p> <p>文化施設の統合や廃止の推進方針を踏まえ、既存の事後保全施設は大規模改修*等を実施せず、設備更新*も文化施設機能を損なわない最小限の範囲で修繕等を実施とする。</p>
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
<p>施設の老朽化や利用の状況を踏まえ、重複している機能の集約を推進し、施設総量の縮減を図る。</p> <p>「新文化会館」への機能集約にあわせて、既存施設の段階的な廃止、複合化、用途転用等を検討する。</p> <p>必要に応じて民間活力の導入を検討し、効率的な施設整備や運営、行政コストの縮減を図る。</p>

### (3) 保健施設

<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
個別施設計画の管理方針に従うとともに、定期点検や建物の日常的な維持管理手引きによる日常点検の結果も参考とし、予防保全*の施設については長寿命化*を図る。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
既存の保健施設は、地域における役割や利用状況を踏まえ、周辺施設との複合化、統廃合、用途転用を推進し、施設の総量と行政コストの縮減を図る。 必要に応じて民間活力の導入を検討し、効率的な施設整備や運営、行政コストの縮減を図る。

### (4) 高齢者福祉施設

<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
個別施設計画の管理方針に従うとともに、定期点検や建物の日常的な維持管理手引きによる日常点検の結果も参考とし、予防保全*の施設については長寿命化*を図る。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
地域の人口構造の変化やサービス需要の動向を踏まえ、高齢者福祉施設全体の複合化、統廃合及び多機能化を進め、効率的で持続可能な施設運営を図る。 高齢者入浴機能を備えた施設については、サービス提供の継続性を確保する観点から、民間による運営が適当と判断される場合には、民間活力の導入を検討し、運営の効率化と行政コストの縮減に努める。 高齢者交流施設については、2021年に法定耐用年数*を迎えたため、東部地域福祉センターの更新*時期にあわせて移転及び機能集約を検討する。 利用状況や地域ニーズに応じて、施設の用途転用又は廃止を含め統廃合、複合化・多機能化について検討する。

### (5) 障害者福祉施設

<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
個別施設計画の管理方針に従うとともに、定期点検や建物の日常的な維持管理手引きによる日常点検の結果も参考とし、予防保全*の施設については長寿命化*を図る。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
障害福祉サービスの需要は今後も増加が見込まれることから、必要な機能を確保しつつ、周辺の福祉施設や公共施設との複合化・多機能化を進め、効率的で持続可能な施設運営を図るとともに、民間活力の導入を検討し、行政コストの縮減を図る。

## (6) その他福祉施設

<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
個別施設計画の管理方針に従うとともに、定期点検や建物の日常的な維持管理手引きによる日常点検の結果も参考とし、予防保全*の施設については長寿命化*を図る。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
<p>施設の老朽化状況や地域における福祉ニーズを踏まえ、適正配置と機能再編を進める。</p> <p>構造体*の耐久性評価が低い東部地域福祉センターについては、安全性の確保を最優先とし、用途変更又は廃止を含めて早期に施設のあり方を見直す。</p> <p>西部地域福祉センターや社会福祉会館等の施設については、地域コミュニティ施設や他の福祉施設との複合化・多機能化により、施設の有効活用と運営効率の向上を図るとともに民間活力の導入等も視野に入れ、持続可能なサービス提供体制の確保を目指す。</p>

## (7) 児童福祉施設

<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
個別施設計画の管理方針に従うとともに、定期点検や建物の日常的な維持管理手引きによる日常点検の結果も参考とし、予防保全*の施設については長寿命化*を図る。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
<p>「第3期子ども・子育て支援事業計画」の方向性や地域の子育て支援ニーズを踏まえ、学校施設や地域コミュニティ施設との複合化・再配置を検討する。</p> <p>児童クラブ室については、小学校の余剰スペースの活用又は、学校の建替・改修に合わせた複合化により、利便性と運営効率の向上を図る。</p> <p>児童館については、現行のコミュニティ施設再編に関する方針を踏まえ、コミュニティ施設との複合化を中心に、地域の利用実態や周辺施設の再編状況に応じて、移転、集約等を検討し、施設の総量と行政コストの縮減を図る。</p>

## (8) 保育園

<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
保育園は、定期点検や建物の日常的な維持管理手引きによる日常点検の結果を参考に、施設の更新*時期等までの間、子どもが安全・安心に利用できるように施設の環境整備を行うほか、個別施設計画の管理方針に従い、予防保全*の施設については長寿命化*を図る。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
<p>「豊川市保育所整備計画」に基づき、児童数の推移、地域バランス及び施設の老朽化を踏まえ、適正規模・適正配置に向けて統廃合を進める。</p> <p>保育サービスの維持・向上と運営効率化の観点から、社会福祉法人等への民間移管（民営化）を推進し、施設規模の適正化及び総量縮減を図る。</p> <p>特に入所児童数が20人未満となった小規模な保育園については、児童数の状況や施設更新*時期を踏まえ、統廃合等を検討する。</p> <p>リーディング事業のエリアにある保育園については、更新*時期等の再編の機会を捉えて、統廃合や民間移管の検討を重点的に進める。</p>

## (9) 観光施設

### ⑤長寿命化の実施方針

指定管理者と協働し、個別施設計画の管理方針に従うとともに、定期点検や建物の日常的な維持管理手引きによる日常点検の結果も参考とし、予防保全\*の施設については長寿命化\*を図る。

### ⑥統合や廃止の推進方針

利用状況や地域の観光需要、民間事業者との役割分担を踏まえて複合化や用途転用、廃止等を含め、適正な施設配置を検討する。

集客性や収支性、地域への経済波及効果等を総合的に評価し、必要に応じて民間活力の導入や運営形態の見直し等を行い、効率的な運営と行政コストの縮減を図る。

## (10) 地区市民館等

### ⑤長寿命化の実施方針

個別施設計画の管理方針に従うとともに、定期点検や建物の日常的な維持管理手引きによる日常点検の結果も参考とし、予防保全\*の施設については長寿命化\*を図る。

### ⑥統合や廃止の推進方針

地域コミュニティの拠点として「豊川市地区市民館営繕計画」に基づき、人口減少や地域コミュニティの変化を踏まえ、災害時の指定避難所の役割を考慮した建替え、統合・再編等を進める。また、必要に応じて民間活力の導入を検討し、効果的な施設整備や運営、行政コストの縮減を図る。

## (11) 公営住宅施設

### ⑤長寿命化の実施方針

仕様のアップグレード等による耐久性の向上、予防保全\*による修繕周期の延長等により、長寿命化\*を図るとともにライフサイクルコスト\*縮減を図る。

### ⑥統合や廃止の推進方針

豊川市営住宅等長寿命化\*計画に基づき老朽化の状況や入居ニーズを踏まえ、用途廃止等を計画的に推進し総量の縮減を図る。

耐用年数\*が超過した市営住宅については、住み替えを促進し、用途廃止等を進めていく。用途廃止する住宅については、敷地規模、周辺地域の特性等を踏まえ、今後の活用方法を検討する。

## (12) 消防施設・防災施設

<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
個別施設計画の管理方針に従うとともに、定期点検や建物の日常的な維持管理手引きによる日常点検の結果も参考とし、地域防災活動の拠点施設としての機能が果たせるよう予防保全*の施設については長寿命化*を図る。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
市民の生命・財産を守る中核的な防災拠点であるため、必要な機能を確保しつつ、更新や再編の機会を捉えて、周辺公共施設との複合化や再配置を検討する。 施設規模や配置の見直しにあたっては、迅速な消防活動に必要な立地条件や機能要件を踏まえ、過不足のない施設規模の確保と、効率的な運営体制の構築を図る。 複合化等による合理化が可能な場合には、行政コストの縮減につながる施設整備・運営手法を検討し、持続可能な防災体制の確保を目指す。

## (13) 学校施設

### 【小・中学校】

<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
劣化調査や構造体*耐久性調査の結果を勘案した豊川市学校施設長寿命化*計画を踏まえ、施設の老朽化やコミュニティ施設との複合化、多様な教育内容・方法に対応するための大規模改修*や予防保全*型の管理及び耐久性の向上等を図る改修を実施することによって学校施設の長寿命化*を図る。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
人口減少に伴う児童・生徒数の推移を踏まえ、将来発生する余剰スペースは、地域施設との複合化や多機能化により有効に活用し、保有面積の縮減と地域拠点機能の向上を図る。施設の更新*時には適正規模を検証し、必要に応じて学校統合や通学区域の見直し、複合化、減築、小中一貫校化等の再編を検討する。 体育館や特別教室、プール等については地域開放や近隣学校との共用化、又は民間施設の活用も含め、効率的な利用方法を検討し、施設の総量と行政コストの縮減を図る。 必要に応じて民間活力の導入を検討し、効率的な施設整備や運営、行政コストの縮減を図る。

**(14) 生涯学習施設**

<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
<p>個別施設計画の管理方針に従うとともに、定期点検や建物の日常的な維持管理手引きによる日常点検の結果も参考とし、予防保全*の施設については長寿命化*を図る。</p> <p>リーディングエリア内の生涯学習センターについては、施設機能を損なわない範囲での修繕等を実施とする。</p>
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
<p>人口動態や地域特性を踏まえ、利用状況や機能の重複を検証しつつ、生涯学習機能の再編を進め、施設総量の縮減を図る</p> <p>老朽化が進む施設や利用頻度が低い施設については、周辺の公共施設との複合化や用途転用等により、有効活用と行政コストの縮減を図る。</p> <p>更新*や再編の検討にあたっては、児童館、児童クラブ、コミュニティ施設等との複合化を優先し、地域交流の場として利便性の高い拠点形成を図る。</p> <p>利用実態に応じて必要な機能は適切に維持しつつ、低利用スペースについては統合や縮減、廃止を含めて見直す。</p> <p>必要に応じて民間活力の導入を検討し、効率的な施設整備や運営、行政コストの縮減を図る。</p>

**(15) 体育施設（有人施設）**

<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
<p>個別施設計画の管理方針に従うとともに、定期点検や建物の日常的な維持管理手引きによる日常点検の結果も参考とし、予防保全*の施設については長寿命化*を図る。</p> <p>残すべき体育施設は、構造体*耐久性調査等を踏まえた長寿命化*対策を図る。また、同時に災害時の避難所としての機能を強化するものとする。</p>
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
<p>地域住民の意見を考慮しつつ市全体のスポーツ施設の配置状況や周辺の公共施設との役割分担を踏まえ、重複機能の解消と施設の総量縮減を図るため、学校体育施設等との共用化や地域スポーツ施設との複合化等を進める。</p> <p>利用状況に対して規模が過大となっている施設については、適正規模への見直しや減築を検討し、老朽化が進む施設については、統合や廃止を含めて再編を進める。</p> <p>必要に応じて民間活力の導入を検討し、効率的な施設整備や運営、行政コストの縮減を図る。</p>

## 2 公共建築物（保全計画対象外施設）

施設類型ごとの基本方針として、⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針、⑧ユニバーサルデザイン化の推進、⑨脱炭素化の推進方針については、市内の公共建築物全体で統一した方針とするため、市全体の基本方針と同様とします。

### (1) 体育施設（無人施設）

<b>①点検・診断等の実施方針</b>
施設の劣化及び機能低下を防ぐために、定期的な点検・診断等を実施する。
<b>②維持管理・修繕・更新の実施方針</b>
日常管理において発見された不具合に対応・対処する体制について、本市と指定管理者が役割の分担を決め、速やかな対応ができるようにする。
<b>③安全確保の実施方針</b>
施設等で発見された不具合には速やかに対処し、安全、安心、快適に利用できるようにする。
<b>④耐震化の実施方針</b>
防球ネット等の工作物に対して、耐震安全性を確認し、不足する場合には、対策を実施する。
<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
点検・診断等の結果を踏まえ、老朽化の状況や利用状況等の評価により、効果的かつ計画的な保全措置を講じる。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
市全体のスポーツ施設の配置や運動環境のバランスを踏まえ周辺の学校施設や地域スポーツ施設との共用化や複合化等を進め、重複機能の解消及び施設総量の縮減を図る。 利用状況に対して規模が過大な施設や、維持管理コスト負担の大きいスポーツ施設については、適正規模への見直しや減築、廃止を含めた再編を検討する。 必要に応じて民間活力導入の検討、効率的な施設整備や運営、行政コストの縮減を図る。

### (2) 医療施設

<b>①点検・診断等の実施方針</b>
施設の劣化及び機能低下を防ぐために、定期的な点検・診断等を実施する。
<b>②維持管理・修繕・更新の実施方針</b>
施設を常時適正な状態に保つため、施設維持管理会社へ業務委託し、日常管理や小営繕・修理、緊急時の対応等、安全かつ最適な施設維持管理ができるようにする。
<b>③安全確保の実施方針</b>
施設等で発見された不具合箇所には市民病院が定める、修繕等優先順位に則り安全、安心、快適に利用できるようにする。
<b>④耐震化の実施方針</b>
市民病院は、新基準で建設されており、耐震性能を有する。
<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
点検・診断等の結果を踏まえ、老朽化の状況や利用状況等により、効果的かつ計画的な保全措置に努め、長寿命化*を図る。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
民間医療機関との役割分担や周辺地域の医療提供体制を踏まえ、将来的な再編の方向性を多角的に検討するとともに、必要な範囲で民間活力の導入可能性についても検討する。

**(3) その他の公共建築物（建物床・その他施設）**

<b>①点検・診断等の実施方針</b>
建物の日常的な維持管理手引きを活用し、施設管理者による簡易点検を実施する。
<b>②維持管理・修繕・更新の実施方針</b>
小規模施設は、損傷が確認された時点で、安全管理のために事後保全*的な維持管理を実施する。更新*時には必要性を検証する。 その他施設は、施設を常時適正な状態に保つため、民間へ業務委託し、日常管理や小営繕・修理、緊急時の対応等、安全かつ最適な施設維持管理ができるようにする。
<b>③安全確保の実施方針</b>
簡易点検の適切な実施により施設の損傷を適時に発見し、施設利用の安全性の観点により、適切な対応を図る。
<b>④耐震化の実施方針</b>
小規模な無人施設は、第三者被害の影響を考慮の上、一律的な耐震化は行わない。 その他施設は、新基準で建設されており、耐震性能を有する。
<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
小規模施設は、長寿命化*は行わないが、建物の日常的な維持管理手引きを参考に点検を実施し、安全管理に努める。 その他施設は、点検・診断等の結果を踏まえ、老朽化の状況や利用状況等により、効果的かつ計画的な保全措置に努め、長寿命化*を図る。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
小規模施設は、更新*時には統合や廃止を基本とし、必要性を検証する。 その他施設は、集客性や収支性、地域への経済波及効果等を総合的に評価し、更なる民間活力の導入や運営形態の見直し等を行い、効率的な運営と行政コストの縮減を図る。

#### (4) 駐車場

<b>①点検・診断等の実施方針</b>
施設の劣化及び機能低下を防ぐために、定期的な点検等を実施する。
<b>②維持管理・修繕・更新の実施方針</b>
日常点検、定期点検等において発見された不具合に対応・対処する体制について、管理会社との役割分担を決め、速やかな対応ができるようにする。
<b>③安全確保の実施方針</b>
施設等で発見された不具合には速やかに対処し、安全、安心、快適に利用できるようにする。
<b>④耐震化の実施方針</b>
現時点で耐震性*を有するか不明だが、必要に応じて耐震診断を実施し、耐震性能の確保を図る。
<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
点検等の結果を踏まえ、老朽化の状況や利用状況等の評価により、効果的かつ計画的な保全措置を講じていく。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
民間活力の導入や適正な使用料への見直しを検討し、維持管理コストの縮減を図る。

#### (5) 消防・防災施設（消防団詰所、水防倉庫等）

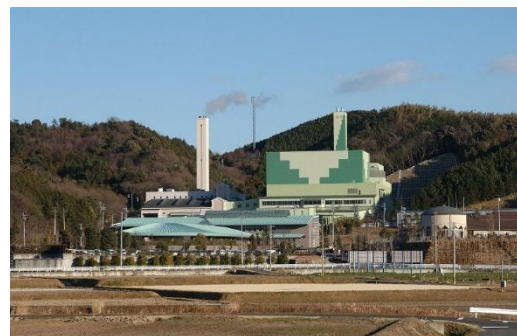
<b>①点検・診断等の実施方針</b>
定期的な点検・診断等により、構造躯体の劣化状況を把握していく。
<b>②維持管理・修繕・更新の実施方針</b>
状況を的確に把握し管理するため、修繕履歴等の施設状況や劣化状況等のデータを整備・蓄積することで、適切な更新*・修繕を行える環境を構築する。
<b>③安全確保の実施方針</b>
定期的な点検・診断等により、施設の劣化・故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響の度合いや、施設利用の安全性の観点により、適切な対応を図る。
<b>④耐震化の実施方針</b>
<p>【消防団詰所等】</p> <p>基本的に小規模な無人施設であるため、耐震改修の計画はないが、今後建築する建築物については、設計・施工に際して耐震性*を確保する。</p> <p>【防災無線施設】</p> <p>防災上重要な工作物のため、耐震安全性を確認し、災害時の機能維持に努める。</p>
<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
長期的な視点による効率的な維持管理を行い、予防保全*の考え方により適正な修繕等を実施し、施設の長寿命化*を図る。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
<p>地域防災力の維持に必要な機能を確保しつつ、老朽化状況や立地、活動実態を踏まえ、周辺の公共施設との複合化や集約化を検討し、効率的な施設配置を図る。</p> <p>再配置や統合又は廃止を含めた再編を進め、維持管理コストの縮減と地域防災体制の持続性を確保する。</p>

### 3 プラント系施設

施設類型ごとの基本方針として、⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針、⑧ユニバーサルデザイン化の推進方針、⑨脱炭素化の推進方針については、市内のプラント系施設全体で統一した方針とするため、市全体の基本方針と同様とします。

#### (1) 衛生処理施設

<b>①点検・診断等の実施方針</b>
<p>清掃工場及び処理場については、定期保守点検、精密機能診断を実施し、主要設備・機器について、構成機器の種類に応じた評価方法、管理基準、実施頻度を設定する。</p> <p>その他の施設においても、定期的な点検・診断等を実施し、劣化状況の把握に努める。</p>
<b>②維持管理・修繕・更新の実施方針</b>
<p>清掃工場及び処理場については、定期保守点検及び運転管理委託内での日常点検の結果を踏まえ、各設備・機器の健全度や更新*基準に応じた予防保全*型の管理を実施する。</p> <p>その他の施設についても、定期的な点検・診断等を行うことにより予防保全*型の管理を実施する。</p>
<b>③安全確保の実施方針</b>
<p>清掃工場及び処理場については、定期保守点検、精密機能診断の結果に基づき、劣化が進行しているものは、計画的な交換により施設運転の安全を確保する。</p> <p>その他の施設についても、定期的な点検・診断等により、設備の劣化・故障を早期に発見し、運転管理の安全性の観点により、適切に対応する。</p>
<b>④耐震化の実施方針</b>
<p>配管類は耐震継ぎ手を用いる等の対策を実施する。</p>
<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
<p>清掃工場については、清掃工場長寿命化*計画に基づき、広域化を考慮した上で、老朽化した基幹的設備について延命化工事を行い、長寿命化*を図る。</p> <p>その他の施設についても、長寿命化*総合計画*等に基づき、長期的な視点による効率的な維持管理を行い、予防保全*の考え方により計画的に修繕等を実施し、施設の長寿命化*を図る。</p>
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
<p>清掃工場については、東三河ごみ焼却施設広域化計画に基づき近隣市町村等と共同で施設整備を検討する。</p> <p>旧町で保有していた小規模の一般廃棄物最終処分場については、廃止に向け優先して使用し、早期の埋立終了及び廃止手続きを進めていく。</p>



～清掃工場～

## (2) 学校教育施設（給食センター）

<b>①点検・診断等の実施方針</b>
日頃から保守点検に努め、劣化状況を把握する。
<b>②維持管理・修繕・更新の実施方針</b>
機器（部品）の交換を事前に行うことで使用期間の延長を図るとともに、設備機器本体の更新*を計画的に行う。
<b>③安全確保の実施方針</b>
オーバーホールや部品の交換をすることで、事故・故障を未然に防止する。
<b>④耐震化の実施方針</b>
給食センターは、新基準で建設されており、耐震性能を有する。なお、非構造部材の耐震化については、対策の時期等を検討する。
<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
計画的な修繕、改修等予防保全*を行うことで、施設の長寿命化*を図る。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
統合や廃止は現段階では考えていないが、少子化等の社会情勢を踏まえた稼働状況やライフサイクルコスト*を把握し、必要に応じて統廃合について検討する。



～学校給食センター～

## 4 インフラ系施設

施設類型ごとの基本方針として、⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針、⑧ユニバーサルデザイン化の推進方針、⑨脱炭素化の推進方針については、市内のインフラ\*系施設全体で統一した方針とするため、市全体の基本方針と同様とします。

### (1) 道路施設

#### ① 舗装

<b>①点検・診断等の実施方針</b>
<p>「総点検実施要領」（国交省）に基づき、表層管理を徹底するため、道路パトロールによる日常点検に加え、計画的な路面性状調査（MC I 調査）を実施し、路面状態の把握に努める。</p> <p>あわせて、舗装構造調査（FWD調査）を適宜実施し、路面状態と舗装強度との相関関係の情報を蓄積していく。</p>
<b>②維持管理・修繕・更新の実施方針</b>
<p>路面性状調査により把握したMC I（舗装の維持管理指数）に基づき、一級、市街化区域内の二級市道は計画的に修繕を実施していく。その他の市道は、道路パトロールや市民からの通報に対応し、事後保全*として管理を実施していく。</p>
<b>③安全確保の実施方針</b>
<p>道路管理者が実施する日常点検により、道路の異常、損傷等を早期に発見し、施設利用の安全性の観点により、適切な対応を図る。</p>
<b>④耐震化の実施方針</b>
<p>舗装の耐震化は表層部のみでは対応が困難であるため、路盤の再構築にあわせて豊川市地域防災計画に位置付けられた地震時の通行を確保すべき道路を検討していく。</p>
<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
<p>表層ひび割れからの水の浸入による路盤の劣化で、舗装全体が急激に劣化し、全層打換え工事が必要となるケースがあるため、舗装の状態調査を計画的に実施し、初期ひび割れに対して、アスファルト材等の注入を行う目地補修、必要時に切削オーバーレイをそれぞれ実施し表層管理を徹底する。これにより、ひび割れからの水の浸入を防ぎ、路盤を損傷から守ることで、舗装の長寿命化*を図る。</p>
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
<p>施設の更新*時期にあわせて、利用頻度や代替路の有無等から、道路や橋梁等の統廃合や使用制限等の可能性を検討していく。</p>

② 橋梁

<b>①点検・診断等の実施方針</b>
5年に1回の定期点検を実施する。
<b>②維持管理・修繕・更新の実施方針</b>
従来の事後的な修繕から予防的な修繕等の実施へ移行し、コストが掛かる架替えを極力なくすことにより、橋梁の長寿命化*を目指す。
<b>③安全確保の実施方針</b>
橋梁の保全を図るため、日常的な点検として道路パトロールを実施する。 異常を発見した際、道路上の落下物等、現場において対応が可能であるものについてはその場で対応する。特に第三者被害防止の観点から、桁下の浮きや剥離を確認し、剥落防止対策を実施していく。
<b>④耐震化の実施方針</b>
重要路線については、耐震補強として落橋防止装置の取付や橋脚の巻き立て等を実施していく。
<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
今後100年間のコストが最小となるように長寿命化*を図る。 長寿命化*を適切に計画することにより、修繕・架替えにかかる事業費の大規模化を回避し、ライフサイクルコスト*の縮減を図る。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
施設の更新*時期にあわせて、利用頻度や代替路の有無等から、道路や橋梁等の統廃合や使用制限等の可能性を検討していく。

③ その他道路施設

<b>①点検・診断等の実施方針</b>
関係省庁が発行する各種定期点検要領等に基づき、近接目視を原則とする定期点検と診断を実施する。
<b>②維持管理・修繕・更新の実施方針</b>
点検結果より明らかになった損傷程度に基づき、主要部材については予防保全*型の管理を実施し、その他の部材については事後保全*型の管理を実施していく。
<b>③安全確保の実施方針</b>
各施設の管理者が実施する日常点検により、その他道路施設の異常、損傷等を早期に発見し、施設利用の安全性の観点により、適切な対応を図る。
<b>④耐震化の実施方針</b>
豊川市地域防災計画に位置付けられた地震時の通行を確保すべき道路について、地震時の落下対策や道路の閉塞防止対策を優先的に検討していく。
<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
重要度や損傷程度から対策優先度と対策方針を設定した長寿命化*計画を作成し、計画的に維持管理を行うことで、施設の長寿命化*を図る。擁壁、法面については数量等の現状を把握していく。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
施設の更新*時期にあわせて、利用頻度や代替路の有無等から、道路や橋梁等の統廃合や使用制限等の可能性を検討していく。

## (2) 河川管理施設

<b>①点検・診断等の実施方針</b>
「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」（国交省）等に基づき、出水期前、台風期時に定期点検を行う。点検は、目視・計測による簡易調査と、特殊な機器を用いる詳細調査を使い分けて実施する。
<b>②維持管理・修繕・更新の実施方針</b>
護岸構造物については、状態監視を行い、適切な時期に補修・更新*を行う。ゲート・ポンプについては、「河川用ゲート設備点検・整備・更新*マニュアル（案）」、「河川ポンプ設備点検・整備・更新*マニュアル（案）」（国交省）に基づき、現有設備の健全度を評価し、予防保全*の考え方を取り入れ、長寿命化*に向けた修繕・更新*を行う。
<b>③安全確保の実施方針</b>
毎年、出水期前後の適切な時期に点検を実施し、必要に応じて修繕等の措置を講じ、浚渫を5年に1度実施する等、治水安全度のより一層の確保を図る。
<b>④耐震化の実施方針</b>
「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づき、河川構造物の耐震性照査および耐震化作業を実施していく。
<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
ゲート・ポンプについては、「河川用ゲート設備点検・整備・更新*マニュアル（案）」、「河川ポンプ設備点検・整備・更新*マニュアル（案）」に基づき、設備の信頼性を確保した上で、施設の長寿命化*を図る。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
河川周辺の都市化が想定されることや近年多発するゲリラ豪雨等、河川流域内の雨水流入量が増加傾向であるため、機能廃止がされることは考えにくく、統合や廃止の検討を行う状況にはない。

## (3) 漁港・港湾施設

<b>①点検・診断等の実施方針</b>
「海岸保全施設維持管理マニュアル」（国交省、農水省）に基づき、巡視（数回/年）および定期点検（1回/5年）を実施し、変状の有無や程度を把握する。 また、その結果により応急措置の必要性検討や劣化予測を行う。
<b>②維持管理・修繕・更新の実施方針</b>
「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づき現有施設の健全度を評価し、優先度を踏まえた上で事後保全*型管理/予防保全*型管理のいずれかを選択し、修繕・更新*を行う。
<b>③安全確保の実施方針</b>
高潮、津波に対して、安全が確保できるよう、老朽化した施設の点検、修繕を進めるとともに、更新*計画を立案する。
<b>④耐震化の実施方針</b>
「海岸保全施設耐震点検マニュアル」（国交省、農水省）に基づき耐震点検を行い、耐震性*を照査し、優先順位を考慮して対策を検討する。
<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
適切な機能発揮していくため、「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づく長寿命化*計画により、対策の優先順位の設定等、計画的な修繕・更新*等の方針を明確化し、老朽化が進行している施設の長寿命化*とライフサイクルコスト*の縮減を図る戦略的な維持管理・更新*等を実施する。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
統合や廃止を行うことが適当であると認められる施設が発生した場合には、関係者の意見を聴きながら検討する。

## (4) 公園・緑地

<b>①点検・診断等の実施方針</b>
<p>豊川市公園施設長寿命化*計画の対象となっている都市公園及びその他の公園については、以下の点検を実施し、安全を確認する。</p> <p>①日常点検(適宜)：公園管理者、②遊具の定期点検(年1回)：公園管理者及び専門業者、③精密点検(適宜)：専門業者</p>
<b>②維持管理・修繕・更新の実施方針</b>
<p>豊川市公園施設長寿命化*計画の対象となっている都市公園については、計画に基づき、遊具及び大規模な建築物等について予防保全*型の管理を実施しながら、遊具の定期点検により損傷が見つかった場合には速やかに対策を行う。</p> <p>また、その他の公園等の遊具についても、同様の扱いとする。</p>
<b>③安全確保の実施方針</b>
<p>豊川市公園施設長寿命化*計画の対象となっている都市公園については、各施設を安全な状態に保つための管理水準を以下のとおりとする。</p> <p>また、その他の公園等についても、これらに準じた管理に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具は、利用者の重大な事故が想定されるため、「修繕の必要がない軽微な劣化がある状態」以上に保つよう努める。</li> <li>・遊具以外の公園施設は、利用者の重大な事故が想定されにくいため、「修繕が必要ではあるが危険はなく緊急性の低い状態」以上に保つよう努める。</li> <li>・その他舗装等の土木構造物は、事後保全*型の管理とし、施設の損傷が発見された場合は、速やかに修繕又は更新*(撤去)を行う。</li> </ul>
<b>④耐震化の実施方針</b>
<p>建築基準法改正前に建築された建物で有人の施設は所管していないので、耐震改修の計画はないが、今後建築する建築物や防球ネット等の大型の工作物については、設計・施工に際して耐震性*を確保する。</p>
<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
<p>豊川市公園施設長寿命化*計画の対象となっている都市公園については、以下のとおり長寿命化*を図る。</p> <p>また、その他の公園等についても、これらに準じた長寿命化*に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全*型の管理が可能な施設については、計画的に部分修繕や塗装を実施し、公園施設の長寿命化*を図る。</li> <li>・遊具については、「遊具の安全に関する規準」(日本公園施設業協会)に示される消耗部材の推奨交換サイクル内での定期的な部材交換を実施する。</li> <li>・更新*見込み年数は、事後保全*型管理とする施設において、処分制限期間が20年未満の施設を処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設を1.5倍、40年以上の施設を1倍とする。予防保全*の施設については、事後保全*型管理における更新*見込み年数の1.2倍を目標値とし、維持管理を実施する方針とする。今後、長寿命化*計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化*計画の見直しを行う。</li> </ul>
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
<p>令和8年3月に策定した豊川市公園施設等利活用・適正化計画に基づき、事業実施段階において、関係機関との協議、地域との合意形成を踏まえ統合や廃止を検討する。</p>

## (5) 農業用施設

<b>①点検・診断等の実施方針</b>
愛知県が行う耐震調査に併せ、通常の点検を行う。(ため池) 出水期前に業者委託により定期点検を行う。(排水機場)
<b>②維持管理・修繕・更新の実施方針</b>
定期点検の結果を踏まえ、緊急度の高い箇所については修繕するとともに、予防保全*型の管理及び更新*時期を検討する。(排水機場)
<b>③安全確保の実施方針</b>
施設の老朽化による突発事故を、早めの補修・補強を実施することで未然に防ぐ。
<b>④耐震化の実施方針</b>
愛知県が行う耐震調査の結果により、県事業による耐震化工事の要望を上げていく。(ため池) 経過年数が大きい施設から耐震調査を行い、優先度を考慮のうえ耐震化を進めていく。(排水機場)
<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
定期点検等の結果により修繕計画を立て、適正な予防保全*に努め長寿命化*を図る。(排水機場)
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
宅地化等により農地が転用される等、受益地の現在の利用状況を調査し、必要に応じて、耐用年数*を迎えた施設を中心に規模縮小や廃止を行い、維持管理コストの縮減を図る。

## (6) 水道施設

<b>①点検・診断等の実施方針</b>
<p>施設健全度の向上や事故防止の推進に向け、日常の維持管理及び保守点検の適切な継続実施を行う。</p> <p>点検は、供用後の経過年数や優先度を考慮し、得られた情報は更新*需要の見通しの作成に反映する。</p>
<b>②維持管理・修繕・更新の実施方針</b>
<p>アセットマネジメント（資産管理）に基づいた、適切な更新*計画を策定し、計画的な修繕、更新*を行う。また、老朽管の更新*が増加する中、コストパフォーマンスが飛躍的に上昇し、約100年の使用が可能とされる長寿命管を採用する。</p>
<b>③安全確保の実施方針</b>
<p>安全でおいしい水を永続的に供給するため、設備や機器を順次更新*する。また、災害や事故等の非常事態に備えた危機管理体制を構築する。</p>
<b>④耐震化の実施方針</b>
<p>管路が破損した場合の市民に与える影響等を考慮して、基幹となる導水管、送水管、配水本管、病院や避難所への配水管等の耐震化を優先するとともに、適正口径による耐震化を図る。</p>
<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
<p>施設機能を保持するよう、定期的な点検により破損状況や劣化状況を把握し、優先順位を考慮しながら、予防保全*を前提とした計画的な修繕・更新*等を実施し、長寿命化*を図る。</p>
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
<p>配水区域の見直しや、老朽化した施設の更新*にあわせて施設の統廃合を行い、効率的な施設利用と更新*コスト削減等を図る。</p>

## (7) 下水道施設

<b>①点検・診断等の実施方針</b>
市民が安心して下水道を利用し続けることができるようにするためには、施設の現状把握とその結果に基づいた確かな修繕等の実施が不可欠であり、適切な維持管理計画に基づき、点検・診断等を実施する。
<b>②維持管理・修繕・更新の実施方針</b>
豊川市下水道ストックマネジメント計画に基づき、公共下水道が本来持っている目的である社会インフラ*として、将来に渡って安全かつ快適に下水道サービスを提供していくために、現在の資産を適正に評価し、費用対効果の高い維持管理・修繕・改築に取り組む。
<b>③安全確保の実施方針</b>
日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす道路陥没等や機能停止を未然に防ぐことと、既存施設の充実を図るために以下の取組みをする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 問題箇所の早期発見と適切な補修対応</li> <li>2. 建設から廃棄までにかかる総費用の縮小（既存施設の運用）</li> <li>3. 施設評価に基づく必要性の高い箇所への重点的な投資</li> </ol>
<b>④耐震化の実施方針</b>
下水を適切に排除処理する必要があるため、下水道管路施設の耐震化をはじめとする地震対策を確実に実施するため、上下水道耐震化計画に基づき、重要な幹線管渠等において耐震性能が不足する場合は、長寿命化*や更新*により耐震性を有する構造とする。
<b>⑤長寿命化の実施方針</b>
本市の公共下水道事業は昭和47年度に着手し、50年以上が経過している。下水道管渠の耐用年数*は50年と言われており、老朽化対応の布設替えや補修のピークを迎え、市内の一部区域で下水管の布設替え、補修を行っている。今後、豊川市下水道ストックマネジメント計画を活用し、国の制度にあるストックマネジメント支援制度により、老朽管等の下水道施設の長寿命化*と機能向上に努めていく。
<b>⑥統合や廃止の推進方針</b>
施設の広域化や共同化を推進し、効率的な運用やコストの縮減に努める。

## 第5章 今後の計画の推進に向けて

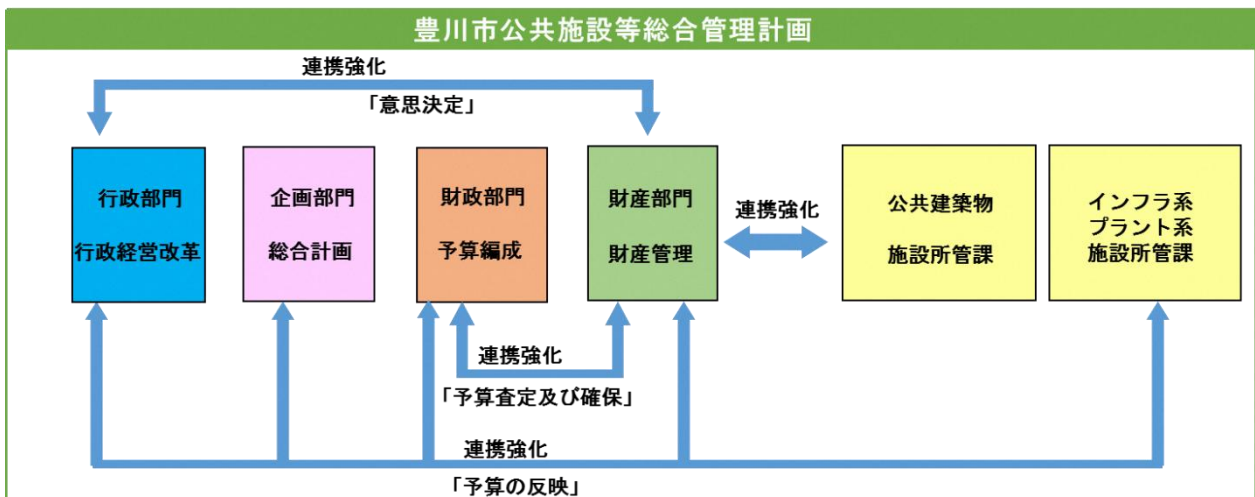
### 1 全庁的な取組体制

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、本計画の基本方針に基づき、引続き有機的かつ継続的に取り組む体制づくりを進めます。

#### (1) 関係各課との連携

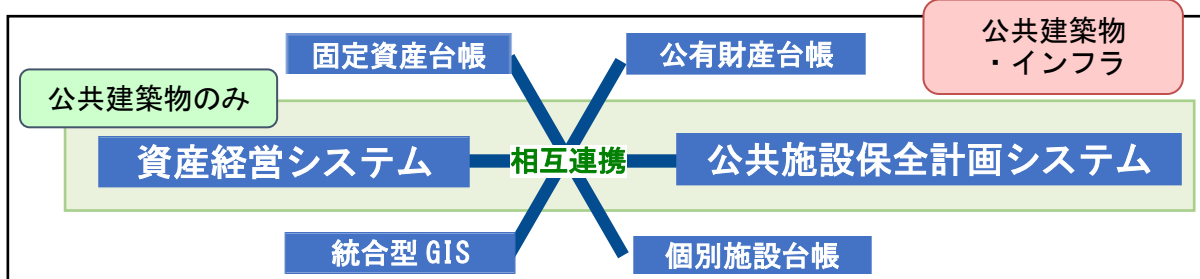
公共施設等の効率的な改修・更新\*、維持保全\*にかかる本計画を確実に遂行するため、行政部門での行政経営、企画部門での政策立案、財政部門での予算編成にあたっては、引続き、本計画の推進を担う財産部門との連携を強化します。また、同じく財産部門と、実際の改修・更新\*等の施工及び維持保全\*を行う関係各課との連携体制により、それぞれが管理する個別施設について、個別施設計画（長寿命化\*計画等）の見直し等を行っています。

図表 第2期豊川市公共施設等総合管理計画における関係各課との連携イメージ



#### (2) 情報共有方策

これまでの各部署における部分最適化の考え方から、市全体における全体最適化の視点で全庁的な情報共有方策を検討します。また、情報の共有方策として、公共建築物やインフラ\*に関する各所管課の個別施設台帳などの一元的に整理されたデータを、庁内LANの活用により各部署各担当者が活用できる取組も検討します。



### (3) 地方公会計（固定資産台帳）の活用

地方公会計（固定資産台帳）の活用として、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことを検討します。

#### ●有形固定資産減価償却率の把握

有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）とは、有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却額の割合を表しています。この指標で耐用年数\*に対して、資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができます。

（算定式）

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{（償却資産の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額）}}$$

本計画の第2章において、本市の資産の老朽化状況について有形固定資産減価償却率を用いて記述しました。また、市全体の有形固定資産減価償却率だけでなく、施設類型別の有形固定資産減価償却率を把握することで、公共施設等の老朽化対策の優先度を踏まえたメリハリのある予算編成につなげることが期待されます。

### (4) 広域連携

施設の老朽化が進み、施設の質と量の最適化を図っていくなか、将来的には、近隣自治体の公共施設との広域連携や、愛知県有施設、民間が経営する施設を利用していくことにより、公共機能を補完するとともに、行政サービスの向上と経費の削減を図ります。

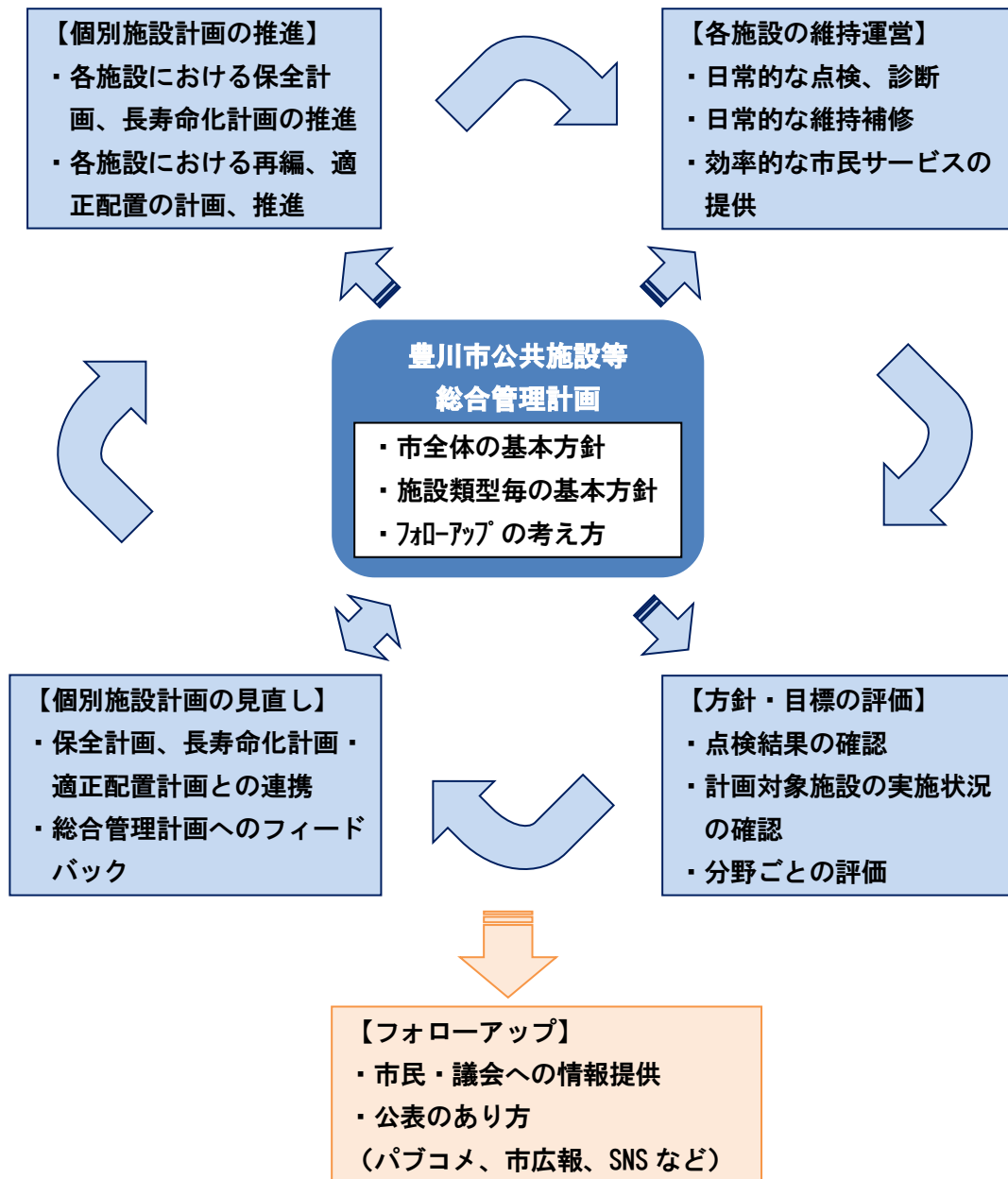
### (5) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

保有する財産（未利用資産等\*）については、自主財源増加に向けた積極的な売却・貸付け等に必要な取組を行います。

## 2 計画の管理

### (1) 進捗状況の進行管理

本計画は、各施設の方向性や方針を統括する計画です。公共施設等の一体的、総合的なマネジメントの推進を図るものとなるため、PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：確認、Action：見直し）サイクルの考え方に基づき、長期的な社会情勢の変化に対応し、計画の確実な推進を図ります。



## (2) 計画のフォローアップ

本計画は、事業の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえるとともに、第 7 次豊川市総合計画\*実施計画との連携や第 2 期豊川市公共施設適正配置計画、豊川市公共施設中長期保全計画（令和 8 年 8 月改訂版）、各個別施設計画等の関連計画との整合を図った上で、進捗管理と 5 年を目途に見直し・更新\*を行い、継続的に推進していきます。

また、今後新たに整備する施設など個別施設計画を策定した場合は、本計画の見直しの時期に合わせ、整備が完了したものを追加していきます。

## (3) 市民との問題意識の共有と協働について

本計画の推進には、広く市民の理解を得ることが必要であり、そのために公共施設等に関する問題意識の共有が重要です。問題意識の共有のために、公共施設等に関わる諸問題を分かりやすく伝えるための、引続き「見える化」や情報の「見せる化」に取り組んでいきます。

また、施設の統廃合を進めるだけでなく、市民の皆さんが必要とする施設は新設や建て替えを行うことも必要となります。その際には、まちづくりにおける課題を解決し、新たな交流の核となる施設を作るために、引続き地域の方々を交えた検討委員会や、ワークショップ・住民説明会等を通して、市民の皆さんと問題意識を共有し、市民、行政がそれぞれの役割と責務を果たしつつ、協働して進めていきます。

## 【語句説明】50音順

用語	説明
あ行	
維持保全	既存建築物の初期の性能及び機能を維持するために行う行為。
一般会計	行政の基本的な経費(教育や福祉などのサービスの実施、公共施設や道路、公園などの整備、市役所の運営などに要する経費)を、市税などを主な財源として経理する会計。
インフラ	インフラストラクチャーの略で、水道や道路網などの社会基盤。
SDGs	Sustainable Development Goals の略で、平成27年9月の国連サミットで採択された、地球上の誰一人として取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、平成28年～令和12年の15年間で達成するために掲げた国際目標のこと。17のゴール、169のターゲット、232の指標から構成されている。
か行	
企業会計	地方公共団体が経営する水道、病院などの公営企業に関する会計の総称。
旧耐震基準	建築基準法の昭和55年改正前の基準によるもので、昭和56年6月1日より前に着工した建築物に適用されている。震度5強程度の中規模地震に対して耐震性を有する。
公共施設等総合管理計画	地方自治体が所有する全ての公共施設等(学校、河川、道路等)を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画。
工事優先度	保全計画の作成に際して、大規模改修や修繕等を行う際の優先性を評価するために劣化状況や重要性から設定する指標。
更新	劣化した部位・部材や機器等を同性能・同仕様の新しい物に取り替える行為。(例)建築部位:吹付けタイル(既存)→吹付けタイル(新規)、設備機器:空調機(既存)→空調機(新規)
構造体	柱やはりなど建物の長寿命化に直接影響する建物自体の荷重や地震や風などの外力を支える各部材。
さ行	
事後保全	施設あるいは部位が壊れてから直すという何か事が起きてから対応する保全方法。
指定管理者制度	平成15年の地方自治法の一部改正により導入された制度のことで、民間の事業者、NPO法人などを含めた広い範囲の団体から公募し、事業計画や収支計画などの提案内容から判断して、施設の管理者を決めていくことができるようになった。官民連携手法の一つ。
新耐震基準	建築基準法の昭和55年改正後の基準によるもので、昭和56年6月1日以降に着工した建築物に適用されている。震度6強～7程度の大規模地震に対しても、倒壊(崩壊)して人命に危害を及ぼすことのない程度の耐震性を有する。
総合計画	令和8年度から令和17年度を計画期間として第7次総合計画が策定されている。市の最上位計画。

用語	説明
た行	
大規模改修	建物の基本性能を維持するために予防保全的に実施される工事。本計画においては、劣化による内容に限ることとし、機能向上に資する内容は含まないものとする。
耐震性	建物等が地震に耐えるための性能。
耐用年数	建物の寿命としての年数。法定耐用年数、物理的耐用年数、機能的耐用年数、経済的耐用年数の4種類がある。
地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合の額及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。
地方債	地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもの。
長寿命化	計画的に改修することで、建物の構造体の劣化進行を遅らせ、長期間使用すること。
投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本整備などに要する経費。
トータルコスト	整備コストだけでなく、施設の維持等にかかる費用も含めたコストのこと。本計画では、ライフサイクルコストとほぼ同義である。
は行	
扶助費	性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。
平準化	年度毎にバラつきのある費用を予算の制約等の条件により、一定程度に均す作業。
保全計画	建物を安全・安心に使用できるよう良好な状態を確保するために必要な維持・修繕等の内容や実施時期を定めた計画。
ま行	
未利用資産等	市が保有する公有財産(土地・建物)のうち、現在利用されておらず、また、今後も利用予定がないため、売却や貸付などの促進対象となるもの。
や行	
予防保全	施設を長寿命化するための保全管理の方法で、建物及び設備の異状の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に改修を行い、故障による停止や事故を防ぎ、建築物の部材を適切に保全する方法。
ら行	
ライフサイクルコスト	建物の一生に必要な費用のことで、建物の設計・建設費等の初期投資(イニシャルコスト)、施設での事業を運営するために必要なコスト(施設運営コスト)、施設の維持管理に必要な改修から解体まで建物にかかるコスト(施設維持コスト)からなる。
立地適正化計画	コンパクトなまちづくりと地域公共交通の再編との連携により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるための計画のこと。居住機能や医療・福祉・商業、公共交通などのさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランで、都市計画マスタープランの分野計画となる。

---

## 資料編

---

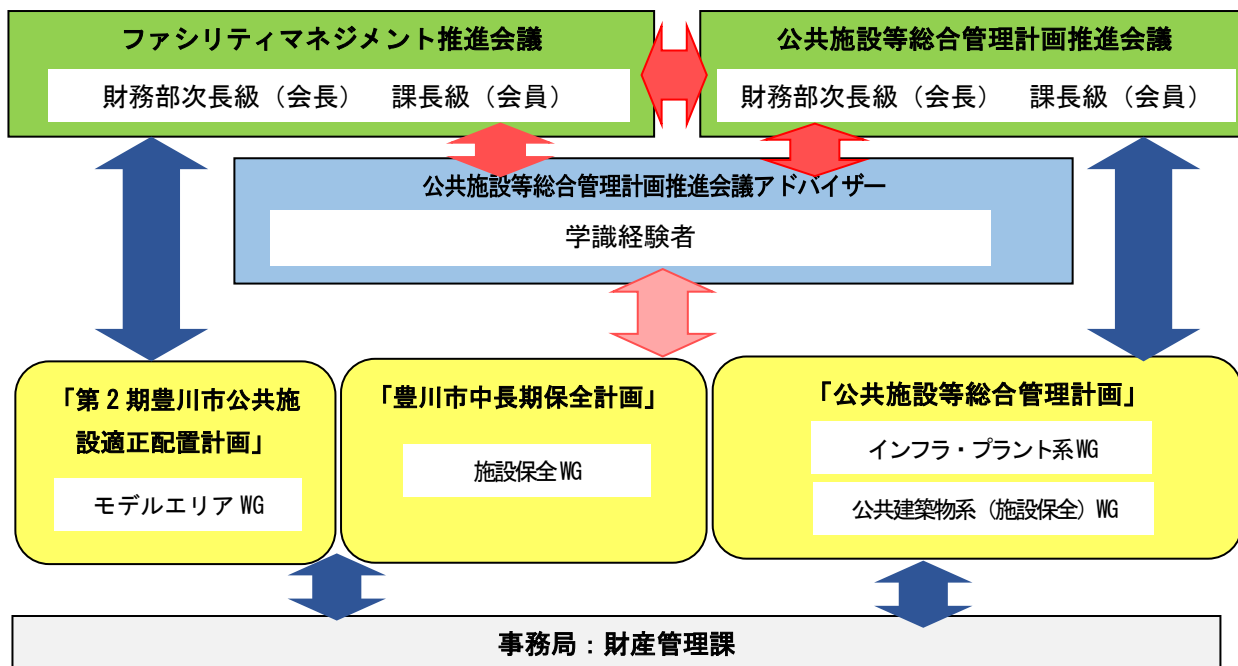
【第2期豊川市公共施設等総合管理計画の検討】

本計画の策定に際しては、ファシリティマネジメント推進会議、公共施設等総合管理計画推進会議、公共施設等総合管理計画推進会議アドバイザーとの連携により、検討を重ねました。

【会議の開催状況】

第2期豊川市公共施設等総合管理計画推進会議	
第1回	令和7年 7月15日
第2回	令和7年 10月31日
第3回	令和8年 2月12日

図表 取組体制



【第2期豊川市公共施設等総合管理計画推進会議アドバイザー】

区分	所属	氏名
学識経験者	豊橋技術科学大学 教授	浅野 純一郎
学識経験者	名古屋大学大学院工学研究科 教授	恒川 和久
学識経験者	豊橋技術科学大学 教授	杉木 直

令和○年○月

**豊川市役所 財務部 財産管理課**

〒442-8601

愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

電話：0533-95-0288 FAX：0533-89-2163